

- ニシテ土地建物ニ関スルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用ス
- 閱覽及照合ハ一種類一回ヲ以テ一件トス
- 第三條郵便ヲ以テ交付スルモノハ前條手数料ノ外實費ヲ徴收ス
- 第四條閱覽照合及証明謄本抄本ノ交付ハ公衆ニ示シ差支ナシト認ムルモノニ限ル
- 第五條手数料ハ閱覽照合及証明謄本抄本其他交付申請ノ際之ヲ徴收ス
- 申請事項ノ不明若クハ憑據ナキモノハ之ヲ拒絕シ既納ノ手数料ハ直々ニ之ヲ還付ス
- 手数料ヲ納付シタル後申請ノ事項ヲ変更シ又ハ之ヲ取消スモ既納ノ手数料ハ之ヲ還付セズ
- 第六條左記各號ノ一ニ該當スルモノハ手数料ヲ徴收セズ
  - 一、法律命令ノ規定ニ依リ其取扱ヲ為サザルベカラザルモノ
  - ニ、鑛山主ヨリ鑛夫ノ徵兵關係ニ付証明ヲ求ムルモノ
  - 三、陸海軍下士卒ニシテ兵役ニ関シ要スルモノ
  - 四、本町住民ニシテ公費ノ救助ヲ受クルモノ又ハ其救助ヲ受クル為メ必要ナルモノ
  - 五、本町住民ニシテ手数料ヲ納付スル資力ナシト認ムルモノ
  - 六、法令全書官報縣公報其他一般ニ周知セシムル必要アルモノノ、閱覽
  - 七、官公署ノ請求ニ係ルモノ
  - 八、官公吏ノ請求ニ係リ其職務上必要ナリト認ムルモノ

附 則

本條例ハ大正八年六月一日ヨリ施行ス  
 大正四年五月四日静岡縣指令地第一九〇ニ號ノ一許可條例第一四號  
 青島村手数料徴收條例ハ本條例施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
 沿革 昭和四年一月三十日第一条第六条中改正

條例 第一七號

青島町有給吏員年功加俸條例

大正十五年二月二十八日議決  
 同年三月二十日志太郡議第一七三號許可  
 同年四月一日青島町告示第一二號發布

- 第一條本町有給吏員ニシテ滿五ヶ年以上勤續スル者ニハ年功加俸ヲ給ス
- 第二條年功加俸ハ勤續滿五ヶ年ニ達スル者ニハ給料百分ノ五ヲ支給シ爾後五ヶ年ヲ加フル毎ニ百分ノ五ヲ加ヘ百分ノ三十二至リテ止ム
- 第三條勤續年數ハ假令轉職スルモ等シク有給吏員ナルトキハ勤續ト見做ス
- 第四條年功加俸ハ第二條所定ノ勤續年數ニ達シタル翌月ヨリ退職ノ月迄之ヲ支給ス
- 第五條年功加俸ハ毎年九月及翌年三月ノ終末日ニ之ヲ支給ス但此期間内ニ退職シタル時ハ其際之ヲ支給ス
- 第六條年功加俸ヲ受クル者懲戒處分若クハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ懲戒處分ニ在リテハ處分ノアリタル翌月ヨリ禁錮以上ノ刑ニ在リテハ確定判決ノ翌月ヨリ加俸ヲ停止ス但懲戒處分ニ在リテハ

状情ニ依リ停止セザルコトアルベシ  
第一條及第二條ノ年限ニ違ヒタル者トモ在職中懲戒處分ヲ受ケタル者ナルキハ改換ノ狀顯著ナリト  
認メタル者ニアラザレバ加俸ヲ支給セズ

附 則

本條例施行ノ際現ニ在職スル者ハ就職ノ日ニ遡リ勤績年數ヲ通算ス  
本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

條例 第一八號

有給吏員退隱料退職給與金死亡給與金並遺族扶助料條例

大正十五年二月二十八日議決  
同年三月二十日志太郡議第一七六号許可  
同年四月一日青島町告示第一三号發布

第一章 總 則

第一條本町有給吏員ハ此條例ノ規定スルトコロニ依リ退隱料、退職給與金、死亡給與金並遺族扶助料ヲ  
受クルノ權利ヲ有ス

第二章 退隱料

第二條在職滿十五年以上ニシテ退職シタルトキハ終身退隱料ヲ給ス但左ノ事項ノ一ニ該當シタルトキハ  
其資格ヲ失フ  
一 年齢未ダ五十五歳ニ至ラズニテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキ

二 懲戒處分ニ依リ解職セラレタルトキ

三 犯罪ノタメ町長ニ於テ免職セシメタルトキ

四 職ニ就キタル爲メ公民タル權利ヲ得ベキ職務ニ在ル者ニシテ刑事裁判ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ禁  
錮ノ刑ニ處セラレタルタメ失職シタルトキ

第三條在職中公務ノ爲メ疾病又ハ傷痍ヲ受ケ不具瘥疾トナリ其職務ニ堪ヘズ退職シタル者ニハ前條ノ年  
數ニ滿タザルモ終身退職當時ノ給料年額百五十分ノ四十二相當スル退隱料及増加退隱料ヲ給ス増加退  
隱料ノ等差ハ恩給法及恩給施行令ノ例ニ依ル

第四條退隱料ノ年額ハ退職當時ノ給料ト在職年數トニ依リ之ヲ定ム即チ在職滿十五年以上十六年未滿ニ  
シテ退職シタル者ノ退隱料年額ハ給料年額ノ百五十分ノ四十トシ爾後在職壹ケ年ヲ加フル毎二百五十  
分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至リテ止ム

第五條第三條第四條ニ規定セル俸給年額ハ月俸ハ其十二ヶ月分、日給ハ其三百六十日分ヲ以テ算定ス  
退隱料年額ハ位未滿ノ端數ハ四位ニ滿タシム

第六條有給吏員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終リトス

前項ノ在職年數ハ一時退職ノ後再ヒ就職シタル者ニ在リテハ前後年數ヲ通算ス但第二條第一號乃至第  
四號ノ一ニ該當スル場合ハ前在職年數ヲ通算セザルモノトス

第七條退隱料ヲ受クル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退隱料ヲ受クベキ權利ヲ失フモノトス

一日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキ

ニ六年ノ懲役若クハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三在職中ノ犯罪行為ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第八條退隱料ノ支給ハ退職ノ翌月ヨリ始マリ死亡又ハ權利喪失ノ月ヲ以テ終ルモノトス

第九條退隱料ノ支給ハ左ニ掲グル事項ノ第一ニ當ルトキハ其間全部ヲ停止シ第二ニ當ルトキハ一部ノ停

止ヲ爲ス但其期間ハ理由ノ生ジタル時ノ月ヨリ其終リタル月迄トス

一禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル時ハ確定裁判ノ宣告ヲ受ケタル日ヨリ其執行ヲ終ル迄若クハ其執行ヲ

受クルコトナキニ至ル迄ノ間

ニ官職又ハ府縣郡市町村其他ノ公共團體ノ職務ニ就キ給料ヲ受クル場合ニ於テハ其給料月額ニ退隱料

月額ヲ合シ退職當時ニ於ケル給料月額ニ超過スルトキハ其超過ニ對スル退隱料

第十條退隱料ハ其年額ヲ四分シ毎年一月四月七月十月ニ於テ其前月迄ノ分ヲ支給ス但退隱料ノ支給ヲ受

クル者ニシテ死亡權利ノ喪失又ハ退隱料ノ支給ヲ停止シタルトキハ期日ニ拘ハラズ之ヲ支給ス

第十一條退隱料ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ證書ヲ交付ス其亡失シタル者ニハ再交付ヲ爲ス

第十二條退隱料ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ズ退隱料ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差

押フルコトヲ得ズ但國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此限ニアラズ

第三章

退職給與金

第十三條有給吏員在職滿壹年以上五年未滿ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ノ給料年額二十四分ノ一ヲ

五年以上十年未滿ニシテ退職シタル者ニハ退職當時ノ給料年額十八分ノ一ヲ十年以上十五年未滿ニ

シテ退職シタル者ニハ退職當時ノ給料年額十二分ノ一ヲ以テ在職壹ケ年ニ當テ其年數ニ應ズル金額ヲ

一時ニ支給ス

前項ノ給與金ハ退隱料ヲ受クル者ニハ給與セズ

第十四條在職年數ハ第二章第六條ノ例ニ依ル但任期アル職ニ在ル者滿期再選シ若クハ甲乙轉職スルモ等

シク有給吏員ナルトキハ之ヲ勤績者ト看做ス

第十五條給與金額ヲ定ムルニハ退職當時ノ給料ニ依リ月給ノ者ハ其十二ヶ月分日給ノ者ハ其三百六十日

分ヲ以テ年額トシ算出ス但四位未滿ノ端數ハ四位ニ滿タシム

第十六條退職給與金ノ支給ニ付テハ第二條ノ但書ヲ準用ス

第四章

死亡給與金

第十七條有給吏員在職滿壹ケ年以上ニシテ在職中職務ノ故ニアラズシテ死亡シタルトキハ其遺族ニ死亡

給與金ヲ給與ス但遺族扶助料ヲ受クル者ハ此限リニアラズ

第十八條死亡給與金ノ額及計算並ニ支給方法ハ第三章ヲ準用ス

第五章

遺族扶助料

第十九條有給吏員左ニ掲グル事項ノ一ニ該當スルトキハ其遺族ニ扶助料ヲ支給ス

- 一 在職滿十五年以上ノ者在職中死亡シタルトキ
- 二 在職十五年未滿ノ者公務ノ為メ死亡シタルトキ
- 三 退隱料ヲ受クル者死亡シタルトキ

第二十条 憲婦扶助料年額ハ亡夫ノ受ケタル若クハ受クベキ退隱料年額ノ十分ノ五トス

公務ノ為メ受ケタル傷疾ニ基因シテ死亡シヌハ公務ニ依リ傳染病者又ハ流行病者ニ接シ其病毒ニ感染シテ死亡シ若クハ公務旅行中流行病ニ罹リ死亡シタル者ノ寡婦扶助料ハ亡夫ノ受ケタル若クハ受クベキ退隱料年額ノ十分ノ八トス

扶助料年額田位未滿ノ端數ハ田位ニ滿タシム

第二十一条 寡婦ナキトキ又ハ扶助料ヲ受クル寡婦死亡又ハ婚嫁シ若クハ户籍ヲ去リ其他權利ノ消滅シタルトキハ其扶助料ヲ孤兒ニ給ス

第二十二条 孤兒扶助料ハ故子アルトキハ家名継襲者ニ給シ主ニアラザル者ノ孤兒ニアリテハ長子ニ給ス

前項ノ継襲者及長子死亡シ若クハ權利消滅シタルトキハ順次年少者ニ轉給スルモノトス但家名継襲者ヲ除クノ外ハ男子ヲ先ニシ女子ヲ後ニス

第二十三条 退隱料ヲ受クル者ノ寡婦ニシテ其夫退職後結婚シタル者ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ズ

第二十四条 本條例ニ於テ孤兒トハ年齢二十歳未滿ノ男女子ニシテ未ダ結婚セズ又ハ他家ノ養子トナラザ

ル者ヲ云フ但養男女子ハ家名継襲者ニ限ル

第二十五条 扶助料ハ之ヲ受クベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

第二十六条 扶助料ヲ受クベキ寡婦及孤兒ナク若クハ扶助料ヲ受ケタル寡婦及孤兒户籍ヲ去リ若クハ死亡シ又ハ權利消滅シタルトキ父母又ハ祖父母アルトキハ寡婦ニ相當スル扶助料ノ金額ヲ其父母又ハ祖父母ニ終身之ヲ支給ス

前項ノ扶助料ハ先ヅ父ニ給シ其父存在セザルトキ若クハ死亡又ハ權利消滅シタルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スル順次此例ニ依ル

第二十七条 扶助料ヲ受クベキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ死亡シタル者ノ户籍内ニ在ル二十歳未滿又ハ癡疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハザル兄弟姉妹アリテ之ヲ給養スル者ナキトキハ寡婦ニ相當スル扶助料ノ數ケ年分ヨリ少ナカラズ五ヶ年分ヨリ多カラザル金額ヲ一時期リ其兄弟姉妹ニ給與スルコトヲ得但其給與額ハ町長之ヲ裁定ス

第二十八条 扶助料ヲ受クベキ權利ヲ有スル者ニハ證書ヲ交付ス其亡シタル者ニハ再交付ヲ為ス

第二十九条 扶助料ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ズ

扶助料ヲ受クル權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ但國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此限ニアラズ

第三十条 扶助料ヲ受クル權利ハ左ノ時ヨリ消滅ス

一 寡婦ニ在リテハ死亡シヌハ婚嫁シ若クハ戸籍ヲ去リタル翌月  
 二 孤児ニ在リテハ死亡ヌハ婚嫁シヌハ他家ノ養子トナリ若クハ年齢満二十歳ニ達シタル月ノ翌月  
 三 父母、祖父母ニ在リテハ死亡シヌハ戸籍ヲ去リタル日ノ翌月

第三十一條 孤児二十歳ニ滿ツルモ瘵疾ヌハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハズ他ニ給養者ナキトキハ寡婦扶助料ノ貳分ノ壹以内ヲ其孤児ニ終身給與スルコトヲ得但同一戸籍内ニ寡婦ト同額ノ扶助料ヲ受クル者アルトキハ其間之ヲ給セズ

前項ノ給與額ハ町長之ヲ裁定ス

第三十二條 扶助料ヲ受クル者日本臣民タル分限ヲ失ヒ若クハ六年ノ懲役ヌハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ扶助料ノ支給ヲ廢止ス

扶助料ヲ受クル者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其執行ヲ終ル迄ヌハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間支給ヲ停止ス但此場合ニ於テハ其轉給ヲ受クベキ者ニ之ヲ給ス

第三十三條 扶助料年額ノ支給方法ハ第十一條ノ規定ヲ準用ス

附 則

一本條例施行ノ當時有給吏員ノ職ニ在リタル者ノ勤績年數ハ其就職ノ初メニ遡リテ計算ス

二本條例中ノ給料額ニハ年功加俸額ハ之ヲ算入セズ

三 旧刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本條例ノ適用ニ就テハ六年以上ノ懲役ヌハ禁錮ノ刑ニ處セラ

レタルモノト見做ス

四 本條例ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正二年十二月四日静岡縣指令地第一八二〇號ノ三許可條例第十一號青島町有給吏員退職給與金死亡給與金條例ハ本條例施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

條例 第一九號

特別<sup>稅</sup>戶數割條例

昭和二年二月二十五日議決  
 昭和二年五月三十日一部更正

第一條 本町ハ特別稅戶數割ヲ設定ス

第二條 戶數割ハ年稅トシ左ニ掲ゲル者ニ之ヲ賦課ス

一 一戸ヲ構フル者

一 一戸ヲ構ヘザルモ獨立ノ生計ヲ營ム者

第三條 戶數割ハ毎年度四月一日ヲ賦課期日トシ其賦課總額ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定マリタル額トス各納稅義務者ノ賦課額ハ町會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

第四條 戶數割ハ當該年度ノ稅額ヲ二分シテ二期ニ之ヲ納付セシム

前項ノ徵收期ハ左ノ通りトス

前半期 其年六月十六日ヨリ同月末日限

後半期 其年十一月十六日ヨリ同月末日限

第五條臨時戸教割ノ賦課徴收ニ関シテハ其ノ都度町會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

第六條戸教割總額中納稅義務者ノ資産状況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スベキ額ハ戸教割總額ノ十分ノ四以内トス

第七條大正十五年内務大藏省令地方稅ニ關スル法律施行規則第二十四條ノ控除額ハ左ノ通りトス

一所得千円以下ナルトキ

年齢十四歳未満若クハ六十歳以上ノ者又ハ不具廢疾者

壹人ニ付四拾円

二所得二千円以下ナルトキ

同

壹人ニ付三拾円

三所得三千円以下ナルトキ

同

壹人ニ付二拾円

第八條戸教割納稅義務者ハ毎年四月末日迄ニ所得ノ種類及金額等ヲ詳記シ町長ニ申告スベシ

四月一日以後納稅義務ノ發生シタル者ハ義務發生ノ翌月末日迄ニ前項ノ申告ヲ為スベシ

前條ノ規定ニ依リ控除ヲ受ケムトスル者ハ該當者ノ氏名並ニ生年月日職業納稅者トノ續柄及不具廢疾

等ノ事實ヲ具シ前項ノ期日迄ニ申請書ヲ提出スベシ

第九條左ニ掲ゲル者ニハ戸教割ヲ賦課セズ

一貧困ノ為メ公費ノ救助ヲ受ケル者

二他人ノ家ニ寄留スル藝娼妓及工女  
三木挽、石切、炭焼、其他工事等ノ為メ一時小屋掛ヲナシ居住スル者

附 則

本條例ハ昭和二年度ヨリ之ヲ施行ス

條例 第二〇號

火葬場使用料條例

第一條本町ハ本町火葬場ヲ使用スル者ヨリ左ノ通り使用料ヲ徴收ス

昭和三年十月二十九日議決

同年十一月廿日静岡縣指令地第三二二六号許可

同年十一月廿五日告示第三十三号公布

種 別	死体又ハ産汚物壹個ニ付	
	町 民	他市町村住民
寢棺火葬室	金 六 円	金 七 円
座棺火葬室	金 五 円	金 六 円
子供寢棺火葬室	十二歳未満金五円 六歳未満金四円 二歳未満金参円	十二歳未満金六円 六歳未満金五円 二歳未満金四円
産汚物焼棄	金貳拾錢	金参拾錢

別ニ柩車ヲ使用スル者ハ壹壹圓ニ付寢棺柩車ハ金壹圓五拾錢、座棺柩車ハ金壹圓

第二條火葬場ヲ使用セムトスル者ハ町長ノ許可ヲ受クベシ

第三條 使用料ハ前條ニ依リ許可ヲ爲シタル際之ヲ徴收ス

前項使用料ハ其納付後使用ヲ取消スコトアルモ之ヲ還付セズ

第四條 貧困ノ爲メ官公費ノ救助ヲ受クル者又ハ町長ニ於テ使用料ヲ納付スル資力ナシト認メタル者ニ對シテハ使用料ヲ減免スルコトアルベシ

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

沿革 昭和四年條例第二一號ヲ以テ第一條中改正

條例 第二二號

前島共葬墓地使用條例

昭和四年一月三十日議決  
同年二月十八日靜岡縣指令第三二號許可  
同年二月二十五日公布

第一條 本條例ニ於テ墓地ト稱スルハ前島宇藤島共葬墓地ヲ謂フ

第二條 墓地ヲ使用セムトスル者ハ願書ニ墓地管理人ノ證印ヲ受ケ町長ニ出願スベシ

前項ノ出願ハ戸主ニ限ル戸主ヨリ出願スル能ハザル場合ハ世帯主、家族若クハ縁故者ヨリ出願スルコトヲ得

第三條 墓地使用料ハ壹坪ニ付金參円ノ割合ヲ以テ使用許可ノ際一時ニ徴收ス但壹坪ノ使用實面積ハ長六尺幅四尺五寸トス

第四條 墓地ハ壹戸ニ付參坪以上ヲ使用スルコトヲ得ズ

但特別ノ事情アリテ町長ニ於テ必要ト認メラレタル場合ハ特ニ許可スルコトアルベシ

第五條 墓地使用權ハ相續ニ因ルノ外人ニ移轉スルコトヲ得ズ

第六條 使用ノ許可ヲ得タル墓地ニシテ不用ニ歸シタルトキハ墓地管理人ノ證印ヲ受ケ町長ニ届出デ之ヲ返還スベシ

第七條 墓地ヲ返還シタルトキハ左ノ區分ニ依リ返還地ニ對スル既納料金を還付スルモノトス

一 未ダ使用スルニ至ラズシテ返還スルトキ 既納料金の半額

二 一旦使用シタル土地ヲ返還スルトキ 既納料金の參分ノ壹

第八條 墓地ノ使用權ヲ得タル者ハ隣接墓地トノ區劃ヲ明瞭ナラシムル爲メ墓地管理人ノ承認ヲ受ケ相當ノ設備ヲ爲スベシ

第九條 墓地使用權者ハ常に使用地内ノ清潔ヲ保持シ荒廢ヲ防止スベシ

第十條 墓地使用權者ニ於テ本條例ニ定ムル義務ヲ履行セザルトキハ町長ニ於テ之ヲ執行シ其費用ヲ徴收スルコトアルベシ

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ墓地使用料ヲ徴收セズ

一 貧困ニシテ使用料ヲ納付スル能ハザルモノ

二 行旅病人其他ノ死體ニシテ假埋葬ヲ要スルモノ

前項ノ爲メニスル地區ハ管理人ノ意見ヲ徵シ町長之ヲ定ム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

青島町會會議規則

第一條議員ハ議事開始前ニ會場ニ參集シ出席簿ニ捺印スベシ

第二條議事ハ午後第一時ニ始マリ午後第四時ニ終ル但時宜ニ依リ議長之ヲ伸縮ス

第三條議員ノ席次ハ改選毎ニ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但補缺議員ハ前任者ノ席次ニ依ル

第四條議事ハ互ニ姓名ヲ稱ヘズ議長ニ對シテハ「議長」ト呼ビ議員ニ對シテハ其席次番號ヲ呼ブベシ

第五條議長議事ヲ開クコトヲ宣告セザル以前又ハ散會中止ヲ宣告シタル後ハ何人タリトモ議事ニ付發言スルコトヲ得ズ

第六條議事中ハ私語シ吸煙シ又ハ喧噪ニ亘ルコトヲ禁ズ

第七條議事中議員着席又ハ退席セムトスル時ハ議長ニ申告シ許可ヲ受クベシ

第八條議員缺席スル時ハ其事由ヲ記シ開會時限前ニ議長ニ届出ツベシ

第九條議事ヲ開ク時ハ議長書記ヲシテ議案若クハ報告書ヲ朗讀セシムベシ但時宜ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得

第十條議案ハ第一讀會第二讀會第三讀會ヲ經テ之ヲ議決ス但議長ノ意見又ハ會議ノ決議ニ依リ讀會ヲ省略スルコトヲ得

第一讀會ニ於テハ議案ノ大体ヲ計議シ第二讀會ヲ開クベキヤ否マヲ議決ス

第二讀會ニ於テハ議案ノ逐条ヲ審議決定ス



第三讀會ニ於テハ議案全体ヲ通シ覆議確定ス

第十一條可否若クハ修正ノ動議ハ第二讀會ニ於テ賛成ナキモノ及第三讀會ニ於テ三名以上ノ賛成ナキモノハ之ヲ議題トナスコトヲ得ズ

建議ハ三名以上ノ賛成アルニアラザレバ議題トナスコトヲ得ズ

第十二條可否若クハ修正ノ動議ヲ提出セムトスル者ハ文案ヲ具ヘテ之ヲ議長ニ提出シ又ハ議席ニ於テ陳述スルコトヲ得ズ

第十三條建議セムトスル者ハ文案ヲ具ヘテ之ヲ議長ニ提出シ又ハ議席ニ於テ之ヲ陳述スルコトヲ得

建議ノ否決セシモノハ其會期內ニ於テ再ビ提出スルコトヲ得ズ

第十四條既ニ成立シタル動議又ハ建議ハ會議ノ許可ヲ經ルニアラザレバ之ヲ撤回スルコトヲ得ズ

發議者ノ撤會シタル動議又ハ建議ハ他ノ議員ノ定規ノ賛成者ト共ニ之ヲ繼續スルコトヲ得

第十五條發言セムト欲スル者ハ先ツ起立シテ議長何番ト呼ビ番號ヲ唱ヘ議長其番號ヲ呼ブテ發言スベシ同時ニ二人以上起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先起立者ト認ムル者ヲ指定シテ發言セシメ

同時ノ起立者ナルトキハ議長ノ指定スル所ニ依ル討論問答ト金モ必ズ議長ニ向ツテ爲スベシ

第十六條討論ハ議題外ニ涉ルコトヲ得ズ

第十七條發言ノ未ダ議題トナラザルモノニ對シテハ討論辯駁スルコトヲ得ズ但質問ハ此限ニアラズ

第十八條議長ニ於テ討論終結ト認ムルトキ議長ハ表決ニ付スベキ問題ヲ宣告スベシ

此宣告ヲ爲シタル後ハ議題ニ付發言スルコトヲ得ズ

第十九條表決ノ際議場ニ現在セザル議員ハ其表決ニ加ハルコトヲ得ズ又着席ノ議員ハ可否ノ數ニ入ラザルコトヲ得ズ

第二十條議長表決ニ付スベキ問題ヲ宣告シタルトキハ其問題ヲ可トスル者ヲ起立セシムルモノトス但議長ノ意見若クハ議員ノ請求ニ依リ記名投票又ハ匿名投票ヲ以テスルコトアルベシ

第二十一條表決ノ順序ハ原案ニ最モ遠キモノヲ先キニス其順序ニ異議アルトキハ討論ヲ用ヒズ之ヲ採決スベシ

議長ノ意見若クハ會議ノ請求ニ依リ議題ヲ分合シ又ハ條項ノ順序ニ拘ハラズ議決スルコトアルベシ

第二十二條議題ハ一説毎ニ可否ヲ決シ修正案總テ否決セラレタルトキハ原案ニ就テ決ヲ取ルベシ

一修正ニ可否ヲ表シタル議員其否決セラレタルトキハ次ノ表決ニ加ハルベシ

第二十三條可否ノ數ハ書記之ヲ檢シ議長其結果ヲ宣告ス

第二十四條會議ノ決議ニ依リ委員ヲ設クルトキハ議員中ヨリ之ヲ互選シ又ハ議長之ヲ指定ス但其人員ハ

議長之ヲ指定ス但其人員ハ奇數トス

第二十五條委員ハ會議ノ附託シタル事ノ外ニ涉ルコトヲ得ズ

第二十六條委員會ハ委員半數以上出席スルニアラザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第二十七條委員會ノ議事ハ最多數ヲ以テ之ヲ決ス

- 第二十八條 委員會ノ決議ハ委員ヨリ之ヲ議會ニ報告スベシ
- 第二十九條 委員會ハ傍聴ヲ許サズ
- 第三十條 質問會ハ議案若クハ報告等ニ付質問ヲ要スル時之ヲ開ク但傍聴ヲ許サズ
- 第三十一條 質問會ハ議員ノ出席定數ニ至ラザルモ之ヲ開クコトヲ得
- 第三十二條 此規則ハ議員三分ノ壹以上ノ請求アルニアラガレバ改正刪補等ノ議事ヲ開クコトヲ得ズ

青島町會傍聴人取締規則

- 第一條 會議ヲ傍聴セムト欲スル者ハ名刺ヲ受付ニ差出し其指揮ヲ受クベシ
- 第二條 式器光器ヲ携帯シタル者及酩酊シタル者ハ傍聴席ニ入ルコトヲ許サズ
- 第三條 傍聴人ハ議員ニ先キ傍聴席ニ着キ議員ニ後レテ退席スベシ
- 第四條 凡ソ傍聴席ニ在ル者ハ靜肅黙聽シ左ノ事項ヲ遵守スベシ
  - 一 帽子襟卷又ハ外套ヲ着スベカラズ
  - 二 傘杖ノ類ヲ携帯スベカラズ
  - 三 飲食又ハ吸煙スベカラズ
  - 四 議員ノ言論ニ對シ可否ヲ表スベカラズ

- 五 喧擾ニ涉リ議事ヲ妨害スベカラズ
- 六 何等ノ事由アルモ傍聴人ハ議席ニ入ルコトヲ許サズ
- 第五條 會議ノ傍聴ヲ禁ジタルトキ又ハ退場ヲ命ゼラレタルトキハ速ニ退場スベシ

區劃設規程

(大正十二年三月三十一日議決)

第一條 當町ハ處務便宜ノ爲メ左ノ通り區ヲ劃設ス

- 一 第一區
- 一 第二區
- 一 第三區
- 一 第四區
- 一 第五區
- 一 第六區
- 一 第七區
- 一 第八區
- 一 第九區

第二條 區ノ區域ヲ定ムル左ノ如シ

- 一 第一區 大字前島首線鐵道以南但鐵道以北ノ内旧田沼街道以東ヲ含ム
  - 一 第二區 大字前島首線鐵道以北但旧田沼街道以東ヲ除ク
  - 一 第三區 大字青木、南新屋一圓
  - 一 第四區 大字志太、稻川一圓
  - 一 第五區 大字瀬戸新屋、水上一圓 但瀬戸新屋ノ内字谷川沢ヲ除ク
  - 一 第六區 大字内瀬戸一圓
  - 一 第七區 大字上青島下青島 又兵衛 中右衛門 請新田ノ内枋山川北、千貫堤以西及瀬戸新屋ノ内字谷川沢
  - 一 第八區 大字上青島下青島 又兵衛 中右衛門 請新田ノ内枋山川北、千貫堤以東
  - 一 第九區 大字上青島下青島 又兵衛 中右衛門 請新田ノ内枋山川以南
- 第三條 區ニハ區長及其代理者各壹人ヲ置ク其任期ハ貳ケ年トシ再選スルコトヲ得ルモノトス
- 第四條 區長及其代理者ニハ別ニ定ムルトコトニ依リ報酬及費用辨償ヲ支給スルモノトス

附 則

本規程ハ大正十一年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

沿革 當町區長設置規則ハ明治二十二年自沼區造成ノ際設定シタルモノニシテ爾來三十三年ヲ經過

シ此間戶數人口ノ分布ニ非常ナル變化アルノミナラス從來ノ區劃ハ專ラ大字ノ區域ニ依リテ設置シタルモノニシテ犬牙錯綜シ居ルニ付處務上不便少ナカラズ依テ本規程ノ通り改正ス

財産管理規程

(大正十三年十月三十日議決)

第一章 總則

第一條 本町有財產ハ特別ノ規程アルモノヲ除ク外本規程ニ依リ管理スルモノトス  
第二條 本規程ニ管理方法ヲ規定セザル財產ハ町長ニ於テ適宜管理スベシ

第二章 土地建物

第三條 土地建物ニシテ公共ノ用ニ供セザルモノハ町長ニ於テ五ヶ年ヲ超ヘザル期間ヲ以テ貸貸スルコトヲ得 但營利ノ目的ニアラザル事業ノ爲メ又ハ一時限リ貸付スル場合ハ料金を徴セザルコトアルベシ  
第四條 貸付料ハ毎年六月十二月ノ二期ニ於テ各其半ヶ年分ヲ前納セシムルモノトス

貸付期間壹ヶ年ニ滿タザルモノ、貸付料ハ其初月ニ於テ月割ヲ以テ前納セシムルモノトス

第五條 前條ニ依リ土地建物ヲ貸付セムトスルトキハ町長ニ於テ貸付物件ノ保護上必要ナル条件ヲ附シ借主ヨリ確實ナル保証人二名以上運着ヲ爲シタル受書ヲ徴シ保管スベシ

第三章 有價證券及現金

第六條 有價證券ハ役場金庫中ニ保管スルモノトス

第七條 現金(歳出ニ充ツル現金ヲ除ク以下同ジ)ハ町長ニ於テ壹ヶ月以上之ヲ保管スルコトヲ得ズ

若シ特別ノ事情ニ依リ之ヲ保管スルノ必要アルトキハ町會ノ議決ヲ經ルモノトス

第八條 現金ハ壹ヶ年ヲ超ヘザル期間ヲ以テ郵便貯金、大藏省預金、産業組合法ニ依リ設立シタル産業組

合、若クハ確實ナル銀行ニ預付ケトナシ又ハ確實ナル有價證券ノ應募購入ヲ爲スモノトス

有價證券ノ應募購入ニ付テハ町會ノ議決ヲ經ルモノトス

第九條 現金ハ前二條ニ依リ管理スル外他ニ運用スルコトヲ得ズ

附則

本規程ハ大正十三年十二月一日ヨリ施行ス

明治四十五年一月二十四日議決ニ係ル財産管理規程ハ大正十三年十一月三十日限り之ヲ廢止ス

本規程ノ施行前ニ爲シタル契約ハ其滿期迄尙從前ノ規程ニ依ル

町税賦課徴收規程

(昭和二年二月二十五日議決)

第一條 町税ノ賦課徴收ニ關シテハ別段ノ定メアルモノヲ除ク外本規程ノ定ムル所ニ據ル

第二條 町税トシテ賦課スベキ概目左ノ如シ

- 一 地租附加税
- 一 特別地稅附加税
- 一 營業收益稅附加税
- 一 鑛業稅附加税
- 一 縣稅家屋稅附加税

一 縣稅營業稅附加稅

二 縣稅雜稅附加稅

一 特別稅戶數割

第三條 町稅ノ賦課率ハ每年度町會ノ議決ニヨリ之ヲ定ム

第四條 町稅ハ賦課期日ニ於テ納稅義務ヲ有スル者ニ之ヲ賦課ス

第五條 國稅附加稅及縣稅附加稅ハ本稅ノ賦課期日ヲ以テ賦課期日トス但地租附加稅ニアリテハ之ヲ二期ニ分テ四月一日十月一日ヲ以テ賦課期日トス

第六條 國稅附加稅及縣稅附加稅ハ本稅ト同時ニ之ヲ賦課ス 但地租附加稅ニアリテハ每期課率ヲ二分シテ之ヲ賦課ス

市制町村制施行令第四十條及第四十一條第二項ニ依リ關係市町村長ノ協議ニ依リ本稅ノ歩合ヲ定ムルモノニアリテハ歩合決定シタル後本稅決定ノ日ノ屬スル年度ノ課率ニ依リ一時ニ之ヲ賦課ス

第七條 町稅ノ徵收期ハ左ノ通りトス但納期末日カ休日ニ當ルトキハ順次繰上グルモノトス

一 地稅附加稅 第一期 四月十六日ヨリ四月末日迄 第二期 十月十六日ヨリ十月末日迄

一 其他ノ國稅縣稅附加稅 本稅ノ徵收期ト同時

前條第二項ニ依ル徵收期ハ其都度町長之ヲ定ム

第八條 違脫稅者ヲ發見シタルトキハ該當年度ノ課率ニ依リ其ノ稅額ヲ一時ニ賦課ス

第九條 臨時町稅ノ賦課徵收ニ關シテハ其都度町會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

第十條 國稅附加稅賦課後本稅ノ賦課ノ取消又ハ變更アリタルトキハ納稅者ノ申告ニ依リ之ヲ取消シ又ハ變更シ既ニ徵收ニ係ルモノハ之ヲ還付ス

附 則

本規程ハ昭和二年度ヨリ之ヲ施行ス

大正三年十月二十九日議決町稅賦課徵收規程及大正十五年十月二十五日議決特別地稅附加稅賦課徵收ニ關スル規程ハ本規程施行ト同時ニ之ヲ廢止ス

町 稅 延 滞 金 ノ 割 合 ニ 關 ス ル 件 (昭和二年二月十一日議決)

市制町村制施行令第四十五條ニ依リ徵收スベキ町稅延滞金ノ割合ハ壹日ニ付金額ノ萬分ノ四ト定ム

縣稅遊興稅附加稅徵收規程

(大正十年四月十八日議決)

第一條 縣稅遊興稅附加稅ハ料理屋飲食店貸座敷待合茶屋又ハ貸席ノ各營業者之ヲ徵收スベシ

第二條 前條徵收ノ義務ヲ有スル營業者ハ縣稅營業稅徵收ト同時ニ其稅額ニ對シ當該年度町稅附加稅ノ賦課率ヲ乘ジタル稅金ヲ徵收スベシ

第三條 町稅徵收ノ義務ヲ有スル營業者ハ前月分ヲ翌月五日迄ニ一號書式ニ依リ町長ニ申告スベシ

第四條前條ノ税金ハニ號書式ノ納付書ニ依リ翌月七日迄ニ收入役ニ拂込ムベシ  
 第五條町税徴收義務者ニ對シテハ徴收費用トシテ其拂込税額ノ百分ノ四ヲ交付ス  
 前項交付金ハ左ノ二期ニ分チ每期ノ翌月之ヲ仕拂フ

第一期 四月ヨリ九月マデ  
 第二期 十月ヨリ翌年三月マデ

第六條町税徴收ノ義務ヲ有スル營業者避クベカラザル災害ニ依リ既收ノ税金ヲ失ヒタル場合其拂込義務ノ免除ヲ請ハムトスルトキハ亡失ノ事實ヲ證スル書面ヲ添付シ十日以内ニ申請スベシ

附 則

本規程ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス

一號書式

税目	縣 税 額	納税人員	附加税額
遊興税	円	人	円

右申告候也

住 所

年 月 日

料理屋又ハ何々業 氏 名

印

町長宛

ニ號書式

納 付 書

何 年 度	何 某	納
町 税	雜種税附加税	円
遊興税附加税	何 月 分	
右拂込候也		
年 月 日	何 某	印

領 收 證

何 年 度	何 某	納
町 税	雜種税附加税	円
遊興税附加税	何 月 分	
右何年何月何日領收		
收入役	何 某	印

備 考

一本用紙ハ便宜役場ヨリ交付スルモノトス

小學校授業料徴收規程

(大正四年八月三十日議決)

第一條 本町尋常高等小學校高等科授業料ハ本規程ニ依リ保護者ヨリ之ヲ徴收ス

第二條 授業料ハ兒童壹人ニ付壹ヶ月金參拾錢トス 但八月分ハ之ヲ徴收セズ

第三條 授業料ハ毎月二十日限り其月分ヲ徴收ス納期ノ末日ガ日曜又ハ大祭祝日ニ當ルトキハ其翌日ヲ以テ納期ノ末日トス

第四條 納期前ニ退學スル者又ハ納期後ニ入學スル者ノ授業料ハ其當日之ヲ徴收ス

第五條 病氣其他ノ事故ニ依リ全月欠席シタル者ニ對シテハ其月ノ授業料ハ之ヲ徴收セズ

附 則

第六條 本規程ハ大正四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

沿革 昭和四年一月三十日一部改正

有給吏員定数ニ関スル規程

(昭和三年三月二十七日議決)

第一條 町制第七十一條ニ依ル本町有給吏員ノ定数左ノ通り定ム

一、書記 九人

附 則

本規程ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

沿革

大正六年三月迄 書記定数 五人

大正六年四月ヨリ 六人ト改正

大正七年四月ヨリ 七人ト改正

大正十五年八月ヨリ 八人ト改正

昭和三年四月ヨリ 九人ト改正

學務委員定員規程

(大正四年八月三十一日議決 昭和三年十月一日改正即日施行)

第一條 本町學務委員ノ定員ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 公民中ヨリ町長ノ推薦ニ依リ町會ニ於テ定ムル者 參名

一 男教員ヨリ任命スル者 壹名

第二條 學務委員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ報酬ヲ支給ス

但教員ヨリ任命セル者ニハ之ヲ給セズ

附 則

第三條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條 本規程施行ノ際現ニ學務委員ノ職ニ在ル者ハ其殘任期間在任スルモノトス

土木委員設置規程

(昭和三年五月三十日議決)

第一條本町ハ土木ニ関スル事務ヲ處辨スルタメ土木委員三名ヲ置ケ  
第二條土木委員ハ町公民中選挙權ヲ有スル者ヨリ町長ノ推薦ニ依リ町會ニ於テ定ムルモノトシ其任期ヲ  
貳ケ年トス

第三條土木委員ハ土木ニ関スル調査企劃ニ參與シ又ハ町長ノ指揮監督ヲ承ケ土木ニ関スル事業ノ執行及  
事務ノ處辨ヲ補助スルモノトス

第四條土木委員ニハ別ニ定ムルトコロニ依リ勤務ニ相當スル報酬及職務ノ爲メ要スル費用辨償ヲ支給ス  
附 則

本規程ハ昭和二年五月三十日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年三月一日決議ニ係ル土木委員設置規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

十戸組設置規程

(大正九年四月十五日制定)

第一條本町ハ自治行政ノ圓滿徹底ヲ期スル爲メ各區二十戸組ヲ設置ス

第二條十戸組ハ地勢ノ便宜ニ從ヒ十戸以上二十戸未満ヲ以テ組織ス

其ノ數二十戸ニ達シタルトキハ更ニ一組ヲ増置スルモノトス但地勢ノ關係等ニ依リ止ムヲ得ザル場合  
八十戸未満ノ區域トモ一組トナスコトヲ得

第三條組長ハ主トシテ區長ノ事務ヲ補助シ町行政ノ圓滿徹底ニ努ムルモノトス

第四條組長ノ任期ハ貳ケ年トシ再選ヲ妨ゲザルモノトス

補闕當選者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第五條組長ニハ毎年度手當ヲ支給ス其額ハ豫算ノ定ムルトコロニ依ル

工事執行規程

(大正十三年一月十五日議決  
大正十三年一月十六日公布)

一 本町ニ於テ執行スル工事ハ特別ノ規程アルモノ、外静岡縣工事執行規程並ニ静岡縣工事執行規程施行  
細則ヲ準用スルモノトス

附 則

一 本規程ハ大正十三年四月一日ヨリ施行ス大正五年二月二十九日決議財産ノ賣却貸與工事請負及物件勞  
力其他供給ニ関スル規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

小學校教員移轉料支給額規程

(大正十四年四月二十四日議決)

第一條明治三十四年静岡縣令第四號市長村立小學校教員俸給旅費及諸給與規則第二十一條第三項ニ依ル  
移轉料ヲ左ノ通り定ム但單身移轉ノ者ニ對シテハ定額ノ三分ノ壹ノ額トス



職名	郡外	郡内
正教員	金貳拾円	金拾五円
准教員	金拾四円	金拾円

附 則

本規程ハ大正十四年五月一日ヨリ施行シ従前ノ制定ニ係ルモノハ大正十四年四月三十日限り之ヲ廢止ス

傳染病豫防救治ニ從事スル者ノ手當金支給規程 (昭和四年一月三十日議決)

第一條本町ニ於テ傳染病豫防救治ニ從事スル者公務ニ依リ病毒ニ感染シ又ハ之ニ原因シ死亡シタル時ハ本規程ニ依リ手當金ヲ給ス

第二條手當金ハ左ノ四種トス

一、療治料 二、給助料 三、弔祭料 四、遺族扶助料

第三條病毒ニ感染シタル者ニハ療治料ヲ給シ感染着治癒シタル片ハ給助料ヲ給シ死亡シタル片ハ其遺族ニ弔祭料及遺族扶助料ヲ給ス 遺族ナキ片ハ葬儀ヲ行フ者ニ弔祭料ヲ給ス但遺族扶助料一時之ヲ給ス

ルモノトス

遺族中遺族扶助料ヲ受クベキ者ノ順位ハ官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第四條前條ノ手當金ハ別表ニ依リ之ヲ給ス

有給吏員ニシテ本條ノ手當金ヲ受クルモ本町有給吏員退職料退職給與金死亡給與金並遺族扶助料條例ニ依ル權利ヲ妨ケラレザルモノトス

名譽職助長	療治料	給助料	弔祭料	遺族扶助料
同助役	金貳拾五円	金百円	金貳拾五円	金貳百円
豫防委員	金貳拾五円	金百円	金貳拾五円	金貳百円
衛生組合役員	金貳拾五円	金百円	金貳拾五円	金貳百円
有給吏員	金貳拾五円	金百円	金貳拾五円	金百円

附 則

本規程ハ昭和四年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

名譽職員報酬額費用辨償額及其支給規程

(大正十五年二月二十八日議決)

第一條名譽職員報酬額ハ左表ニ依リ之ヲ支給ス

町長報酬 年額	八百円以上 千五百円以内	助役報酬 年額	五百円以上 千円以内	學務委員 一人報酬年額	十円以上 二十五円以内	土木委員 一人報酬年額	二十五円以上 七十五円以内	區長 一人報酬年額	十五円以上 六十円以内	區長代理者 一人報酬年額	五円以上 二十円以内
------------	-----------------	------------	---------------	----------------	----------------	----------------	------------------	--------------	----------------	-----------------	---------------

第二條 名譽職員公務ノ爲メノ出張費用辨償額ハ左表ニ依リ支給ス

汽車賃	船賃	車馬賃	日當	宿泊料	食卓料
一哩ニ付	一海里ニ付	一里ニ付	一日ニ付	一夜ニ付	一夜ニ付
金六錢	金七錢	金五拾錢	金壹圓五拾錢	金四圓	金壹圓五拾錢

但本表ニ依ラズ實質ヲ以テ支給スルコトアルベシ又食卓料ヲ給スルトキハ宿泊料ヲ給セズ

第三條 名譽職町長助役ノ報酬ハ月割計算ヲ以テ毎月二十二日支給スルモノトス但シ休日ニ當ルトキハ順次繰上トス

第三條ノニ新タニ就職シタル片ハ當月分ノ報酬ハ就職ノ日ヨリ日割計算ヲ以テ支給スルモノトシ退職若クハ死亡シタル片ハ當月分ノ報酬ハ其全額ヲ支給スルモノトス

第四條 學務委員 土木委員 區長 區長代理者ノ報酬ハ毎年度九月二十二日(休日ニ當ル片ハ順次繰上)三月二十二日(休日ニ當ル片ハ順次繰上)ノ二回ニ其半額ツ、ヲ支給スルモノトス其之ニ依リ難キ場

合八月割ヲ以テ支給スルモノトス

第五條 町會議員費用辨償額ハ壹人壹日金貳円以内トス

議員中ヨリ互選ニ係ル委員立會人等ノ費用辨償額亦同ジ

第六條 陸路三里未滿汽車十哩未滿ノ旅行ニアリテハ公務ノ都合ニ依リ出張終日ニ涉リ若クハ宿泊シタル場合ヲ除クノ外支給スベキ日當ハ定額ノ半額トス

附 則

本規程ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

現行ノ名譽職員報酬額費用辨償額及其支給規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

沿革 大正十五年六月二十八日一部改正

昭和三年二月二十九日一部改正

昭和三年十月一日一部改正 昭和四年三月一日一部改正

有給吏員給料旅費其他支給規程 (大正八年三月一日議決)

第一款 給料

第一條 有給吏員ノ給料額ハ左表ニ依リ之ヲ給ス

助役給料	收入役給料	書記給料	技術員給料
月額	月額	月額	月額
壹人	壹人	壹人	壹人

五十円以上	四十五円以上	三十円以上	四十円以上
八十円以内	七十円以内	六十五円以内	七十五円以内

第二條 有給吏員ノ給料ハ毎月二十二日ヲ以テ支給スルモノトシ休日ニ當ルトキハ順次繰上トス但免職ノ時ハ此限ニアラス

第三條 増給減給ハ發令ノ翌日ヨリ起算シ其當月分ハ日割ヲ以テ計算支給スルモノトス

第四條 新クニ任用ノ節ハ職務ニ就キタル當日ヨリ日割計算ヲ以テ支給スルモノトス

第五條 退職若クハ死亡シタルハ當月分ノ給料ハ其全額ヲ支給スルモノトス

第六條 職務ノ爲メ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル者ニハ三ヶ月間ハ全額ヲ給シ其後尚六ヶ月間ハ半額ヲ支給スルコトヲ得

第七條 積積休暇ノ者又ハ私事ノ故障(自己ノ病氣ヲ除ク)ニヨリ職務セザルコト十五日ヲ踰ユル者ニハ給料半額ヲ減ジ日割ヲ以テ之ヲ給シ三十日ヲ踰ユル者ニハ全ク支給セザルモノトス

第八條 病氣ノ爲メ職務セザルコト三十日ヲ踰ユル者ニハ給料ノ半額ヲ減ジ六十日ヲ踰ユル者ニハ其三分ノ二ヲ減ジ日割ヲ以テ之ヲ給シ九十日ヲ踰ユル者ニハ全ク支給セザルモノトス

第九條 忌引ノトキハ給料全額ヲ支給ス

第十條 第七條ノ場合ト第八條ノ場合ト相續ヒテ起ル時ハ其日数ハ總テ前後ヲ通算ス

第十一條 日割計算ハ其月現日数ニ依リ但計算上錢位未滿ノ端數ヲ生ズルキハ切捨トス

第十二條 特ニ職務ニ勉勵スル者ニハ壹ヶ月ノ給料額以内ニ於テ手當金ヲ支給スルコトヲ得

第二款 旅費

第十三條 旅費ハ有給吏員公務ニ依リ旅行スルキ之ヲ支給スルモノトス

第十四條 旅費ハ左ニ定ムルコトニ依リ之ヲ支給ス

汽車賃 壹哩ニ付金四錢五厘 船賃壹海里ニ付金六錢

單馬賃 壹里ニ付金參拾錢 日當壹日ニ付金壹圓

宿泊料 壹泊ニ付金參圓 食卓料壹夜ニ付金壹圓

但食卓料ヲ給スルハ宿泊料ヲ給セズ

第十五條 陸路三里未滿ノ汽車十哩未滿ノ旅行ニアリテハ公務ノ都合ニ依リ出張終日ニ涉リ若クハ宿泊シタル場合ヲ除クノ外支給スベキ日當ハ定額ノ半額トス

第十六條 町内出張ニハ壹圓金貳拾五錢ヲ支給ス其終日若クハ夜分ニ涉リタルハ金五拾錢ヲ支給ス

第三款 宿直賄料、夜勤賄料

第十七條 宿直賄料ハ壹圓金貳拾五錢トス

第十八條 特別ノ用件アリテ夜勤シタルハ賄料トシテ金貳拾五錢ヲ給ス

附 則

本規程ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

沿革 大正九年二月廿九日一部改正

大正十五年二月二十八日一部改正

昭和三年二月二十九日一部改正

昭和四年壹月三十日一部改正

### 役場文書整理保存規程

(大正四年三月十五日設定)

第一條 文書ハ左ノ類別ニ依リ整理保存スベシ

第一類 永久保存スベキモノ

第二類 七年間保存スベキモノ

第三類 壹年間保存スベキモノ

第二條 前條文書ノ區別概ネ左ノ如シ

#### 第一類

- 一 官廳ノ令達並指令其他例規トナルベキ通牒ノ類
- 二 條例規則規程ノ制定改廢ニ関スル書類
- 三 吏員職員ノ進退賞罰等ニ関スル書類
- 四 町會ニ関スル書類

五 契約書類ニシテ重要ナルモノ

六 法令ノ疑義ニ對スル指令其他之ニ関スル往復書類

七 特殊ノ處分又ハ事務ノ創始若クハ改廢ニ関スル往復文書

八 歴史ノ徵考トナルベキ書類及諸種原簿臺帳ノ類右ノ外永久ニ參照ノ必要アリト認ムル書類

#### 第二類

一 經費其他金錢出納ニ関シ決算報告ヲ終リタルモノ

二 没付發送ニ関スル諸帳簿

三 他官公署等ノ往復文書ニシテ永久保存ノ必要ナキモノ

右ノ外處分濟ノ上申報告等ニシテ尚參照ノ必要アリト認ムルモノ

#### 第三類

一 原簿臺帳等ニ登記ヲ了シタル諸願届及統計年報其他製表等ノ材料ニ供シタル書類

二 契約若クハ免許年期ヲ經過シ又ハ死亡其他ノ事故ニ依リ契約ノ効消滅シタル書類但訴訟其他紛

雜ナル關係ノ生ズベキ懸念アルモノハ例外トス

三 吏員職員ノ身分ニ関スル願届書類

四 一時ノ処辨ヲ了シタル往復書類

前各號ノ外第一類第二類ニ編入スルノ必要ナキ書類

第三條文書ノ編纂ハ歷年ヲ以テ分畧トシ其會計年度ニ依ルモノハ會計年度ヲ以テ分畧トシ裝釘ノ上其書目年度類別、第二類第三類ニアリテハ保存終了年及課係名ヲ表記シ第一類ノ文書ニハ總テ索引ヲ付シ  
 第三類ノ文書ニハ必要アリト認ムルモノニ限り索引ヲ付スベシ但紙數ノ多少ニ依リ便宜合冊又ハ分冊スルコトヲ得

第四條文書ノ保存期限ハ其事件ノ処分終了ノ翌年一月一日ヨリ起算ス但會計年度ニ依ルモノハ翌年度ノ始メヨリ起算スルモノトス

第五條各係ニ於テハ第二條ノ區別ニ依リ簿冊ノ書目ヲ定メ町長ノ承認ヲ受クベシ其之ヲ増減シ若クハ変更スル場合亦同ジ

第六條戶籍法寄留法召集及馬匹徵發事務ニ關スル書類ノ保存並整理ハ各其規程ニ依ル

第七條簿冊ハ每翌年又ハ每翌年度ノ始メニ於テ之ヲ簿冊臺帳(別記様式)ニ登記スベシ

第八條保存期限經過ノ文書ハ目錄ヲ作り關係掛ニ合議シ町長ノ決裁ヲ受ケ廢棄ノ處分ヲ爲スベシ

第九條文書ハ毎年一回曝書シ蠹蝕濕潤ノ虞ナカラシムベシ

附 則

第十條本規程ハ大正四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條從前處理シタル文書モ本規程ニ依リ整理スベシ

「別記様式」

簿冊臺帳

容 積	保 存	所 屬 年 又 又	名 称	冊 数	備 考
番 號	終 了 年	所 屬 年 度			

備 考

登記ノ順序ハ類別係別ニ口座ヲ設ケテ爲スコト  
 第一類ハ保存終了年トアルヲ保存年限ト爲スコト

青島町財務取扱規程

第一 款 總 則

第一條本町ノ財務ニ關スル取扱ハ法令其他別段ノ規定アルモノノ外本規程ニ依ルモノトス  
 第二條一時借入金、翌年度歳入繰上充用、繼續費ノ繰越、費目新設、豫算各項ノ金額ノ流用又ハ豫備費

昭和三年二月二十九日決議  
 昭和三年四月九日静岡縣指令第一〇九六號許可

支出等ニ付決定アリタルトキハ町長ハ直ニ收入役ニ通知スルモノトス町會ニ於テ否決シタル費目アルトキハ其費目ニ付亦同ジ

第三條財務ノ爲メ備付クベキ帳簿左ノ如シ

但シ戶籍馬籍寄留其ノ他手数料延滞金ハ交付簿閲覧簿又ハ滞納整理簿ヲ以テ税外收入原簿ニ代フルコトヲ得

- 一 町税徴收原簿
- 二 税外收入原簿 (一般税外收入、按業、料使用料、三種アリ)
- 三 收入明細簿
- 四 支出明細簿
- 五 現金出納簿
- 六 雜部金出納簿
- 七 現在金日計簿
- 七ニ 交付簿
- 七ニ 閲覧簿
- 八 繼續債整理簿
- 九 滞納整理簿

- 第一號樣式
- 第二號樣式
- 第三號樣式
- 第四號樣式
- 第五號樣式
- 第六號樣式
- 第七號樣式
- 第七號樣式ノ一
- 第七號樣式ノ二
- 第八號樣式
- 第九號樣式

- 一 財產台帳
- 二 不動産貸付台帳
- 三 公債台帳
- 三ニ 一時借入金台帳
- 四 財產繰入補填台帳
- 五 備品台帳
- 六 天物品(備品)消耗品郵便切手購入稟議簿
- 七 入夫傭上稟議簿
- 八 電話使用稟議簿
- 九 臨時電燈使用稟議簿
- 十 消耗品受拂簿
- 二 郵便發送兼通信費受拂簿

- 第十號樣式
- 第十一號樣式
- 第十二號樣式
- 第十三號樣式
- 第十四號樣式
- 第十五號樣式
- 第十六號樣式
- 第十七號樣式
- 第十八號樣式
- 第十九號樣式
- 第二十號樣式
- 第二十號樣式

前項徴收原簿及收入原簿ニハ末尾日計(第二十三號樣式)ヲ付シ納期毎ニ收入ヲ整理スルモノトス但シ隨時及一時徴收ノモノハ徴收及收入原簿ノ餘白ニ月計及通計ヲ記載シテ之ヲ省略スルコトヲ得

得

第一項各號ノ帳簿ハ洋式ト爲シ又必要ニ應シ町長ノ定ムル樣式ニ依リ各種補助簿ヲ設クルコトヲ得

第四條前條ノ諸帳簿ハ會計年度毎ニ之ヲ調製スルモノトス

但シ連年使用シ得ルモノハ此ノ限ニアラス

特別會計ニ馬スルモノハ各別ニ帳簿ヲ設ケ整理スルモノトス

第五條保證金及一時取扱金ノ出納ハ雜部金出納簿ニ依リ整理スルモノトス

第六條證憑書類ニ記載スヘキ金錢ニ係ル数字ハ壹、貳、參、拾、等ノ文字ヲ用ユルモノトス

收支ニ關スル諸帳簿及證憑書類ハ塗抹改竄糊貼スルコトヲ得ス 訂正又ハ削除ヲ要スルトキハ諸帳

簿類ハ朱線ニ條ヲ施シ挿入又ハ訂正ノ文字ヲ右傍ニ記載シ之ニ認印シ支拵金額收書ハ本人ヲシテ適

宜訂正セシメ之ニ認印セシムルモノトス

收支ニ關スル帳簿中誤記入ヲ發見シ前項ノ手續ニ依リ難キトキハ最終記帳ノ次ニ其事由ヲ記シテ計

算ヲ訂正シ當該誤謬ノ箇所ニハ其旨欄外ニ朱書シ取扱者之ニ捺印スルモノトス

第二款 收入

第七條 町長ニ於テ町税其他ノ收入ヲ測定シタルトキハ之ヲ收入役ニ通知シ其收入ヲ命ズルモノトス之

ガ要更ヲ為シタル時亦同ジ

隨時及一時徴收ノモノハ徴收及收入原簿ニ町長認印ヲナシテ測定及收入命令ト爲スコトヲ得

第八條 徴税令書(第二十五號様式)ハ徴收期限七日前迄ニ之ヲ發付シ納税者ニ交付スルモノトス、但

日税及隨時ノ收入ニ係ルモノハ其ノ時々之ヲ交付スルモノトス

納額告知書(第二十六號様式)ハ納付期日ヲ指定シ之ヲ納人ニ交付スルモノトス

前項納付期日ハ別ニ規定アルモノ、外發付ノ日ヨリ十日以内ニ於テ之ヲ指定スルモノトス

公債、社債、株式預金ノ元利金、交付金、補助金其他ノ收入ニシテ納付書ヲ徴シ難キモノハ收入命令

ニ依リ直ニ收入スルモノトス

町長前各項ノ手續ヲ為シタルトキハ徴收原簿又ハ收入原簿ヲ收入役ニ交付スルモノトス

第九條 徴税令書又ハ納額告知書ヲ交付シタル後誤謬ヲ發見シ又ハ異動ヲ生シタルトキ其ノ納付前ナル

トキハ令書、告知書ヲ返付セシメ又ハ之ヲ更訂シ納付後ナルトキハ不足額ニ付テハ其不足分ニ對スル

令書、告知書ニ依リ過誤納ニ付テハ減額ヲ納人ニ通告シ之ヲ還付スルモノトス

第十條 收入役ニ於テ現金ヲ收入セントスルトキハ納人ヲシテ徴税令書納額告知書又ハ納付書ヲ差出サ

シメ之ヲ當該帳簿ト照合シ帳簿及領收書ニ領收月日及領收印ヲ押捺シタル上領收書ヲ納人ニ交付スル

モノトス

徴税令書納額告知書、納付書等ノ原符ハ其ノ種別毎ニ日々之ヲ一括シ之ニ收入済報告書(第二十六號

様式)ヲ添付シ出納検査ノ際町長ニ提出スルモノトス

第十一條 町制第百八條ノ規定ニ依リ納税延期ヲ許シタルトキハ町長ハ納人ノ住所氏名、所屬年度税目

金額及納入期限ヲ收入役ニ通知スルモノトス其年度ヲ起スル場合及減免シタル場合ニハ徴收原簿及滞

納整理簿ニ其ノ旨記載スルモノトス

第十二條 町税其他收入金ヲ納期內ニ納付セサル者アルトキハ之ヲ滞納整理簿ニ記入シ直ニ督促令狀ヲ發付スルモノトス

前項滞納整理簿ニ記入シタル場合ハ徵收原簿ニ其ノ旨記載スルモノトス

### 第三款 支出

第十三條 町費ノ支出ヲ要スルトキハ町長ハ債主ノ請求書ニ依リ收入役ニ支拂命令ヲ發スルモノトス

但數人ノ債主ニ對シ同時ニ同一費目ノ支拂ヲ要スル時ハ集合支拂命令ヲ發スルコトヲ得

支拂命令ハ支拂命令書(第二十七號様式)ヲ以テス

但シ支拂命令印(支拂命令書ト同副)ヲ請求書ニ押捺シテ支拂命令書ニ代フルコトヲ得

第十四條 町長必要ナシト認ムルトキハ前條ノ請求書ヲ省略シ債主ノ無印領收書ニ依リ支拂命令ヲ發スルコトヲ得

第十五條 神饌幣帛料、諸税及、負擔其他請求書ヲ徵スルノ必要ナシト認ムルモノハ町長若クハ主任者

ノ支出調書(第二十八號様式)ヲ以テ第十二條ノ請求書ニ代ヘ支拂命令ヲ發スルコトヲ得

第十六條 收入役支拂命令ヲ受ケタルトキハ專ラ町村制第九十九條第二項ノ規定ニ依リテ之ヲ調査シ不

都合ナシト認メタルトキハ支拂ヲ爲シ領收證ヲ徵スルモノトス 但正當領收證ヲ徵シ難キモノニ付テ

ハ町長ノ承認シタル支拂證明書ヲ以テ之ニ代ユルコトヲ得

第十七條 資金前渡、概算拂ヲ爲シタルトキハ特ニ定メタル場合ノ外事件又ハ用務終了後五日以内ニ精

算書ヲ徵スルモノトス

但シ資金前渡ノ精算ニアリテハ債主ノ領收書ヲ徵スルコトヲ要ス

第十八條 款出ノ誤拂過渡ト爲リタル金額、資金前渡、概算前金拂及繰替拂ノ戻入ヲ要スルトキハ返

納告知書(第二十九號様式)ニ依リテ整理スルモノトス、但シ官廳ヨリ戻入ノモノハ第十四條ノ支出

調書ニ準シ整理スルモノトス

第十九條 豫算費目流用、豫備費補充、支拂科目更正命令ハ第三十二號様式ニ依ルモノトス

### 第四款 出納検査

第二十條 町村制第二百一十一條ノ出納検査中毎月行フべきモノハ其ノ月分ヲ翌月五日ヨリ三日以内ニ行

フ收入役ハ例月検査ニアリテハ毎月末日現在ニテ翌月五日迄ニ臨時検査ニアリテハ其ノ都度所命ニ基キ

出納計算書(第三十號様式)ヲ調製シ町長ニ提出スルモノトス

第二十一條 出納検査立會議員ハ定員ヲ三名トシ其ノ任期ハ議員ノ在任期間トス

第二十二條 出納検査ヲ爲シタルトキハ收入明細簿、支出明細簿、現金出納簿、現在金日計簿及出納計

算書ニ検査ヲ爲シタル年月日及検査済ノ旨ヲ朱記シ例月検査ニアリテハ町長臨時検査ニアリテハ町長

及立會議員之ニ認印スルモノトス





備考

一 幼稚園保育料收入原簿三原様式ニ依ル

第二號様式ノ三 使用料收入原簿 (用紙美濃)

番 號	住 所	月別金額	摘要	月別金額	摘要
		領收月日 又ハ事故		領收月日 又ハ事故	
九月				三月	
八月				二月	
七月				一月	
六月				十二月	
五月				十一月	
四月				十月	
三月					

備考

一 本帳簿ハ公益住宅使用料其他之ニ類スル收入ニ使用スルモノトス

二 本帳簿ハ其人員僅少ナルトキハ之ヲ省略シ第二號様式ノ一稅外收入原簿ニ合冊スルコトヲ得

第三號様式 收入明細簿 (用紙美濃)

月 日	摘 要	豫 算 額	調 定 額	收 入 額	通 計	未 納 額
		円	円	円	円	円

備考

一 種目ハ第一行摘要欄ニ記載スルモノトス

二 摘要欄ニハ收入科目件数人名等ヲ記載スルモノトス

三 豫算額欄ニハ當初豫算及追加更正ニ依ル豫算ヲ記載スルモノトス

四 調定減額及收入金戻ノ場合ハ共ニ當該欄ニ朱書スルモノトス

五 缺損額ハ未納額欄ニ朱書ニテ割書スルモノトス

六 本簿ニハ首葉ニ出納検査事項ヲ次第ニ豫算事項ヲ記載スルモノトス

第四號様式 支出明細簿 (用紙美濃)

命令番 號	月 日	摘 要	豫 算 額	支 出 額	日 計	通 計	豫 算 殘 額
			円	円	円	円	円

備考

- 一、種目ハ第一行摘要欄ニ記載スルモノトス
- 二、摘要欄ニハ費途拂渡人名等ヲ記載スルモノトス
- 三、豫算額欄ニハ當初豫算及追加更正ニ依ル豫算額ヲ記載スルモノトス
- 四、豫算流用及支出戻入ノ場合ハ共ニ當該欄ニ朱書スルモノトス
- 五、本簿ニハ首葉ニ出納検査事項ヲ次第ニ豫算事項ヲ記載スルモノトス

第五號様式

現金出納簿

(用紙美濃)

月日	收		入		支		出		差引残高
	種目	金額	日計	種目	金額	日計	計		
		円				円			
		円				円			
		円				円			
		円				円			
		円				円			
		円				円			
		円				円			
		円				円			

備考

- 一、種目ハ款別ニ記載スルモノトス
- 二、毎日收支共日計ノ欄ニ於テ日計額ノ次行へ通計額ヲ計上スルモノトス
- 三、収入金ノ下戻及支出金ノ戻入ハ共ニ朱書スルモノトス
- 四、出納検査ヲ為シタルトキハ検査シタル最終期日ノ上部ニ其ノ事項ヲ記載スルモノトス

第六號様式

雑部金出納簿

(用紙美濃)

年月日	摘要	受	拂	残
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

備考

一本帳簿ハ必要アルトキハ口座ヲ設ケテ整理スルコトヲ得

第七號様式

現在金日計簿

(用紙美濃)

年月日	受			拂			區分	税	縣	町	水利組合費	雑部金	合計	
	日	月	年	日	月	年								

備考



備考

- 一 本簿ハ納期別税目別ニ整理スルモノトス
- 二 摘要欄ニハ嗎託先其他滞納整理ニ関スル事項ヲ記載スルモノトス
- 三 本簿ハ口座ヲ設ケ整理スルモノトス
- 四 税外收入ノ滞納整理ハ本簿ニ準スルコト
- 五 未葉ニ別表日計表ヲ添付スルモノトス

第十三號様式別表 滞納整理簿末尾日計 (用紙美濃)

税目	收入月日	税額		督促手数料		滞納人員	收入未納額
		税額	督促手数料	延滞金	税金納入人員		
		□	□	□	□		
		□	□	□	□		
		□	□	□	□		
		□	□	□	□		
		□	□	□	□		
		□	□	□	□		
		□	□	□	□		
		□	□	□	□		
		□	□	□	□		

第十一號様式 不動産貸付台帳 (用紙美濃)

種目	地番	反別又ハ坪数 (棟数)	貸付料金	貸付期間	摘要	氏名
			□			
			□			
			□			
			□			
			□			
			□			
			□			
			□			
			□			

備考

摘要欄ニハ貸付議決年月日貸付契約年月日等ヲ記載スルモノトス

第十六號様式 公債台帳 (用紙美濃)

區分	議決年月日	許可年月日及番號	借入年月日	公債金額	利息定率	起債目的	募集方法	借入方法	償還財源

償還豫定年月日	償還年月日	償還金	利息	償還金	未償還額
		元 四	元 四	元 四	元 四

第十三號樣式 一時借入金台帳 (用紙美濃)

區分	摘要	議決年月日	借入年月日	借入金額	利息定率	借入先	借入期間	償還財源	償還年月日

區分	摘要	議決年月日	許可年月日及番號	費消年月日	費消金額	利息定率	費消目的	財產種類	積戻方法	積戻財源

第十四號樣式 財產繰入台帳 (用紙美濃)

積戻年次表

積戻豫定積戻金	積戻金	積戻金	積戻金	積戻金	積戻未済額
年月日	年月日	元 四	元 四	元 四	元 四

第十五號樣式 備品台帳 (用紙美濃)

	番	號	品	目	構	造	個	數	金	額	登載事由及 町長認印	處分事由及 町長認印	管守者 格納所

備考

一物品ハ器物ト書籍ニ大別シ更ニ之ヲ各種目ニ分類シ各種目毎ニ一品宛(但不便ナルモノハ一組又ハ一式等トス)登載シ番號票ヲ貼付スルモノトス

第十六號樣式 物品(備品消耗品郵便切手)購入稟議簿 (用紙左束)

	町長印	月	日	品	目	數	量	單	價	小	計	購	入	先	主任印	納	日	品	受	領	印	支	拂	印	

第十七號樣式 人夫備上稟議簿 (用紙左束)

	町長印	稟	議	用	件	備	上	人	氏	名	資	金	備	上	期	間	主	任	印	支	拂	濟	印	

第十八號樣式 電話使用稟議簿 (用紙左束)

	町長印	使用	年	月	日	用	件	通	話	先	電	話	通	話	數	料	金	扱	者	印	支	拂	濟	印

備考

本簿ハ止ムヲ得ヌシテ個人ニ電話ノ使用ヲ許スコトアルトキハ口座ヲ分チテ整理スルモノトス

第十九號樣式 臨時電燈使用稟議簿 (用紙左束)

	町長印	稟	議	用	件	燭	光	燈	數	使用	期	間	料	金	扱	者	印	支	拂	濟	印			

備考 本表ハ徴收原簿ノ都合ニヨリテハ若干様式ヲ変スルヲ妨ケス

	年月日	金額	枚数	日計	通計	枚数	通計	金額	枚数	摘要								
											確定額		収入		未納額			
											円		円		円			

第二十二號様式

徴收及收入原簿末尾日計

備考  
 一 掛出高ハ毎日一日分宛區分欄ノ合計高ヲ掛出欄ニ記入シテ残高ヲ表ハスモノトス  
 二 毎月末ニ於テ月計及通計高ヲ記入スルモノトス

發送月日	發送先	用件	區分	受	掛	残
				円	円	円

第二十一號様式

郵便發送兼通信費受拂簿

(用紙左束)

第二十號様式

消耗品受拂簿

品目單位

月日	拂印	残	月日	拂印	残
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
月日			月日		
計			計		

備考

- 一 本簿ハ各品目毎ニ口座ヲ設ケテ整理スルモノトス
- 二 毎行ノ終リニハ小計及累計ヲ計上スルモノトス
- 三 年度末ニ至リ残高アルトキハ全部掛出シノ上夫々翌年度ノ帳簿ニ受入ル、モノトス



第二十三號様式ノ一 調定及收入命令 (町税ノ分)

町長 助役 參與 年月日 主任

左記ノ通本簿ニ依リ調定シ令書發付可然哉

- 一 年度期別税目 昭和 年度 期分 何税
  - 二 賦課額 金 何圓 計 何枚
  - 三 令書枚数
  - 四 徵收期日 昭和 年 月 日
  - 五 課税基礎 昭和 年度 何税 何圓 壹圓ニ付 何錢
- 右收入スベシ

(備考) 本書ハ徵收原簿ノ首葉ニ編號スルモノトス 第二十三號ノ二 調定及收入命令 (授業料及使用料)

町長印	年月日	町	別	種	目	金	額	告知書	納期日	參與印	主任印	摘要

備考 本書ハ收入原簿ノ首葉ニ編號スルモノトス

第二十四號様式 徵税令書

徵税令書

昭和 年 月 日 限青島町收入役ノ納付スベシ

志太郡青島町長氏名印

第 號 納 人

昭和 年 月 日

金 額 十 百 十 圓

昭和 年 月 日

町 何 税 附 加 税

收入役 割印

領收書

昭和 年 月 日

志太郡青島町收入役氏名印

第 號 納 人

昭和 年 月 日

金 額 十 百 十 圓

昭和 年 月 日

町 何 税 附 加 税

備考 一 他ノ税金ト併記セザルモノノ形ヲ兼ハス  
 二 徵税令書中年月日及町村長名下ノ印ハ町長ノ  
 文字ヲ表示セル日附印ヲ又領收書ノ年月日三箇  
 ソ收入役名下ノ印ハ收入役ノ文字ヲ表示セザル  
 日附印ヲ以テ代用スルコトヲ得

第二十五號様式 納額告知書

第 納 號 人	昭和 年度 何 款 何々手数料
	一金 昭和 年 月 日 限青島町収入役へ納付 スベシ 昭和 年 月 日 志太郡青島町長成名印

収入役  
割印

第 納 號 人	昭和 年度 何 款 何々手数料
	一金 昭和 年 月 日 志太郡青島町収入役成名印

備考 一 納額告知書中年月日及町村長名下ノ印ハ町長ノ文字ヲ表示セシム日附印又領收書ノ年月日及収入役名下ノ印ハ収入役ノ文字ヲ表示セシム日附印ヲ以テ代用スルコトヲ得  
二 授業料ノ如キモノニシテ本書式ニ依リ難キモノハ適宜町長ニ於テ別ニ定ムルモノトス

第二十六號様式 收入濟報告書

町長印	印 收入 役	記 入 簿 印	枚 令 書 教	科 目	年 期 別	年 度	年 分 度		區 分	金 額
							國 稅	縣 稅		
					昭和				國 稅	
									町 稅	
									水 利 費 組	
									雜 部 費	
									合 計	

第二十七號様式 支拂命令書

町長	昭和	年	月	日	票議	主任	參與
支拂	第	号	子	年	度	昭和	書命
						號	支拂
但書						債主	第一
但書面内記載、通		昭和		金額		支拂	

支拂	年	月	日	書命	左金額	支拂	ヲ命
但書面内記載、通		昭和		金額		支拂	

支拂内譯表		金額		摘要		債主	
支拂内譯表		金額		摘要		債主	

支拂内譯表		金額		摘要		債主	

表

裏

第二十八號様式 支出調書

町長印	主任印	參與印	支拂命令 年月日	支出調書		
				昭和	年度	部款
項目	債主	住所氏名				
支拂命令 番號						
目						
一金						

右支拂相違無之候也

昭和 年 月 日

氏 名 印

第二十九號様式 返納告知書

第 號	昭和 年度	(款)	(項)	(回)
	納返 人			
一金	昭和 年 月 日	納返 人	昭和 年 月 日	返納告知書
一 金 組	昭和 年 月 日	納返 人	昭和 年 月 日	返納告知書
志太郡青島町長氏名印				

収入役  
割印

第 號	昭和 年度	(款)	(項)	(回)
	納返 人			
一金	昭和 年 月 日	納返 人	昭和 年 月 日	返納告知書
一 金 組	昭和 年 月 日	納返 人	昭和 年 月 日	返納告知書
志太郡青島町収入役氏名印				

収入  
割印

第三十號様式 豫算費自流用豫備費補充支拂科目更正命令書

豫算 流用 補充科目更正命令書

町長印	主任印	參與印	命令月日	命令番號第	號	昭和 年度	年度部別	主科目	金額	各科 目	命令區分	摘要
						金額	各科 目	命令區分	摘要			



同	縣稅			
	水利組合費			
	雜部金			
合計金				
右ノ現金左ノ如シ				
當座預金	金庫保管			

右ノ通り相違無之候也

昭和 年 月 日

青島町收入役氏名印

青島町長氏名殿

第三十二號様式

町村制第一百七條ニ依リ吏員携帯スベキ證票

青島町書記 氏 名

備考

一紙質表紙

一寸法 堅 三寸

横 一寸五分

表 町稅檢査員證票

裏

志太郡青島町役場印

青島町役場處務規程

第一章 分課組織

第一條 役場ニ左ノ二課ヲ置キ下記ノ係ヲ置ク

第一課 庶務係 議事係 兵事係 衛生係 勸業係 統計係 學務係 戶籍係

第二課 地理係 國稅係 縣稅係 町稅係 土木係 會計係 出納係

第二條 助役 收入役 書記ヲ以テ各係員ニ充ツ

第二章 事務分擔

第三條 各係員ハ町長ノ指揮ニ從ヒ各其事務ヲ分擔スベシ

第四條 各係員ハ分擔外ノ事件ト雖モ事務苟モ町ノ利害休戚ニ關スルモノナルトキハ其意見ヲ町長ニ陳述スベシ

第五條 各係分擔ノ事務左ノ如シ

庶務係

一 役場儀式及取締ニ關スル事項

一 役場印保管ニ關スル事項

一 吏員ノ進退身分並ニ勤怠ニ關スル事項

一 文書ノ頒布及揭示ニ關スル事項

一 文書ノ往復及官報公報法令法規其他ノ文書整理保存ニ關スル事項

一 沿革記録ニ關スル事項

一 社寺及宗教 教會ニ關スル事項

一 賑恤救濟救護及罹災救助ニ關スル事項

一 其他 他係ノ主掌ニ屬セザル事項

議事係

一 町會ノ議案ノ調製告知報告稟請並ニ會議ニ關聯スル訴願訴訟ニ關スル事項

一 議員選舉人名簿ノ調製並ニ議員選舉及議員ノ進退ニ關スル事項

一 町有財産ニ關スル事項

兵事係

一 徵兵及徵發ニ關スル事項

一 陸海軍召集馬匹徵發及演習行軍ニ關スル事項

一 在郷軍人並ニ國民兵ニ關スル事項

一 陸海軍諸學校生徒及志願兵ニ關スル事項

一 其他兵事ニ關スル一切事項

衛生係

一傳染病豫防並ニ傳染病隔離病舎ニ関スル事項  
一衛生組合ニ関スル事項

一醫師産婆針治冬治按摩業ニ関スル事項

一獸醫蹄鉄工並ニ獸疫ニ関スル事項

一死亡者埋火葬墓地火葬場斃牛場捨場ニ関スル事項

其他衛生ニ関スル一切ノ事項

勸業係

一農工商業ノ改良及獎勵ニ関スル事項

一農作物病虫害豫防及驅除ニ関スル事項

一度量衡器ニ関スル事項

一牛籍ニ関スル事項

其他勸業ニ関スル一切ノ事項

統計係

一農林省統計報告ニ関スル事項

一商工省統計規程ニ依ル統計ニ関スル事項

其他統計ニ関スル一切ノ事項

學務係

一町立及私立學校ノ設置廢止変更ニ関スル事項

一學齡兒童就學ニ関スル事項

一學校用度品購入及授業料徴收ニ関スル事項

一補習學校及青年訓練所ニ関スル事項

其他學務ニ関スル一切ノ事項

戶籍係

一戶籍ニ関スル事項

一寄留ニ関スル事項

一人口統計及犯罪ニ関スル事項

其他戶籍ニ関スル一切ノ事項

地理係

一土地台帳土地名寄帳土地名寄集計帳並ニ地圖保管整理ニ関スル事項

一土地分合筆地種地目変更換流地開墾地ニ関スル事項

一土木工事施行ニ依ル潰地ニ関スル事項

其他地理ニ関スル一切ノ事項



國稅係

- 一 國稅調定徴收並ニ營業ニ關スル事項
- 一 所得稅營業收益稅ノ申告ニ關スル事項
- 其他國稅ニ關スル一切ノ事項

縣稅係

- 一 縣稅ノ調定徴收並ニ營業ニ關スル事項
- 其他縣稅ニ關スル一切ノ事項

町稅係

- 一 町稅ノ賦課徴收ニ關スル事項
- 其他町稅ニ關スル一切ノ事項

土木係

- 一 河川堤防道路橋梁用患水路ニ關スル事項
- 一 官有土地水面並ニ道路敷ノ使用及占用ニ關スル事項
- 一 水防ニ關スル事項
- 一 鐵道軌道ニ關スル事項
- 一 電柱敷地ニ關スル事項

其他土木ニ關スル一切ノ事項

會計係

- 一 町費ノ收入支出命令ニ關スル事項
- 一 補助金 交付金 其他稅外收入命令ニ關スル事項
- 其他會計ニ關スル一切ノ事項

出納係

- 一 町費ノ收入支出ニ關スル事項
- 一 國縣稅徴收納付ニ關スル事項
- 一 稅外收入金並ニ雜部金ノ收入納付ニ關スル事項
- 其他金貨物品ノ出納ニ關スル一切ノ事項

第六條 各係分擔ノ事務ハ其要目ヲ示セルモノナルヲ以テ所屬明瞭ナラザル事件アリテ決シ難キトキハ

町長ノ決裁ヲ請フベシ

第七條 二係以上ニ關聯セル事件ハ其關係最モ重キ係ノ所屬トス

第三章 處務順序

第八條 凡ソ事務ハ町長ノ決裁ヲ受ケ處理スベシ

町長不在ノ時ハ助役ノ決裁ヲ受クベシ

町長助役共ニ不在ノ際ハ例規アル輕易事件ニシテ緊急處理ヲ要スル事件ニ限り上席書記代理決裁スベシ

助役又ハ上席書記ノ代決シタル事務ハ町長ノ後閣ヲ受クベシ

第九條 文書ヲ收受シタルトキハ左記各號ニ依リ取扱フベシ

一、普通文書ハ庶務係ニ於テ文書ノ右方下端ニ受付印ヲ押捺シテ各係ニ交付シ各係ハ番號月日件名差出人氏名等ヲ處理件名簿ニ記載シテ町長ニ提出シ町長閱覽認印ノ上各係員ニ交付ス

二、親展文書ハ封緘ノ儘庶務係ニ於テ之ヲ親展文書收受簿ニ記載シ各其受信者ニ交付シ受領ノ認印ヲ受ケベシ

町長宛親展文書ニシテ「至急」ノ表記アルモノハ町長不在ノ際ハ助役ニ於テ町長助役共ニ不在ノト

キハ上席書記ニ於テ代理開封スル事ヲ得ルモノトス

三、官報公報法令全書及豫約購讀ノ書籍雜誌等ハ庶務係ニ於テ受付印ヲ押捺シ「官報公報書籍類交付簿」ニ記載シ町長ニ提出スベシ

四、各係員第一號ニ依リ文書ノ交付ヲ受ケタルトキハ處理件名簿へ受領ノ認印ヲ押捺シ左ノ方法ニ依リ速ニ處理スルモノトス

イ、文案ノ起草ヲ要スルモノハ稟議用紙ヲ用ヒ關係吏員ニ合議ノ上決裁ヲ受クベシ

ロ、文案ノ起草ヲ要セズ聞置又ハ回覽ニ止ムルモノハ欄外ニ「聞置」又ハ「供覽」ト朱記シ其記帳

ヲ要スルモノハ之レガ手續ヲ了シ記帳済ト朱記シ關係吏員ニ合議ノ上決裁ヲ受クベシ

ハ、經由進達ニ係ル願届書等ニシテ副申若クハ控書ヲ要セザルモノハ直ニ處理件名簿ニ又副本アル

モノハ其副本欄外上部ニ検印進達ト朱記シ又ハ願届書ノ末尾ニ奥書證明等ノ文案ヲ朱記シ關係

吏員ノ合議ヲ經テ決裁ヲ受クベシ

第十條 期日ノ指定アルモノニシテ其期限内ニ處理シ難キモノアルトキハ豫メ其期日及事由ヲ町長ニ陳

述シテ承認ヲ受クベシ

第十一條 定期進達報告上申稟請等ニシテ定式例格アルモノハ充分照査ヲ加ヘ其之ナキモノハ適當ノ案

ヲ立ツベシ

第十二條 稟議ハ主任者先ヅ捺印シ其課ノ關係者參與捺印シ町長ニ提出スベシ 但世課ニ關係アル事件

ハ必ズ其係ニ合議スベシ 主任者ノ立案ニ對シ異見アルトキハ互シク協商スベク若議合ハザルトキハ

意見ヲ具シ町長ノ決ヲ請フベシ

第十三條 稟議供覽ハ速ニ參與捺印シ故ナク文書ヲ留メ置クベカラズ

第十四條 定期進達スベキ統計其他報告文書ハ各係員常ニ注意シテ期限ヲ愆ラザル様提出スベシ

第十五條 發送スル文書ハ各係ニ於テ淨書ニ處理件名簿ニ記載シタル後發送ノ手續ヲ爲スベシ 但シ郵

送スルモノニアリテハ庶務係ニ於テ發送ノ手續ヲ爲スベシ

第十六條 文書ノ交付發送ニ用フル番號ハ「青庶第 號」「青學第 號」「ト云フガ如ク係名ノ上ニ「青」

字ヲ冠スルモノトス但告示ニアリテハ告示第 號トス  
第十七條 一事件ニ關聯スル文書ハ綴テ合綴シ置クベク指令本書ヲ願入ニ交付スベキモノハ之ヲ謄写シ  
置クベシ

第十八條 處分完結ノ文書ハ別ニ定ムルトコロノ文書整理保存規程ニ依リ綴理スベク其未ダ完結ニ至ラ  
ザル文書ハ處分未済書函ニ納メ主任者之ヲ保管スベシ

第十九條 法令法規ノ改廢ハ其都度、各係ニ於テ加除訂正ヲ爲シ常ニ整理シ置クベシ

第二十條 法律命令ニ依リ別ニ定メアル文書ノ取扱ニ就テハ各其規程スルトコロニ依ル

第四章 服務心得

第二十一條 凡ソ吏員ハ明治四十四年内務省令第十六號市町村吏員服務規律ヲ遵守スベシ

第二十二條 吏員ノ公衆ニ對スル態接ハ親切懇篤ヲ旨トスベシ

第二十三條 吏員ノ執務時間ハ休日及休職日ヲ除キ左ノ通りトス

四月一日ヨリ七月二十日迄

午前八時ヨリ午後四時迄 但土曜日ハ午十二時迄トス

七月二十日ヨリ八月三十一日迄

午前八時ヨリ午後二時迄 但土曜日ハ午十二時迄トス

九月一日ヨリ十月三十一日迄

午前八時ヨリ午後四時迄 但土曜日ハ午十二時迄トス

十一月一日ヨリ三月三十一日迄

午前九時ヨリ午後四時迄 但土曜日ハ午十二時迄トス

祭日、祝日、日曜日、及一月一日ヨリ三日迄、十二月二十九日ヨリ三十一日迄ハ休日トス

町長ハ所屬吏員ニ對シ七月二十一日ヨリ八月三十一日迄ノ間ニ於テ事務ノ繁閑ヲ計リ十日以内ノ休暇  
ヲ與フルコトヲ得

事務ノ狀況ニ依リ必要アルトキハ休日又ハ執務時間外ト雖モ執務スベキモノトス

第二十四條 新任ノ吏員ハ履歷書、誓約書及印鑑届ヲ提出スベシ

第二十五條 吏員出勤シタルトキハ出勤簿ニ捺印シ然ル後事務ニ服スベシ 若シ病氣其他正當ノ事故ニ依  
リ出勤シ難キトキハ其旨出勤時刻迄ニ町長ニ届出ベシ

此場合自己相當事件中急施ヲ要スル事務アルトキハ其旨書面ニ認メ差出スベシ

第二十六條 疾病ノ爲メ連日出勤スルトキハ十日目毎ニ醫師ノ診断書ヲ添へ病状ヲ届出ベシ 轉地療養私事  
旅行ハ出願許可ヲ受クベシ

第二十七條 吏員執務中ハ寡言ニシテ事務ニ精勵スベク執務時間中疾病其他ノ事故ニ依リ退出セムトスル  
トキハ其由ヲ町長ニ申出テ許諾ヲ受クベシ

第二十八條 凡ソ吏員ハ各主宰ノ事務ヲ敏捷正確ニ處理スベキハ勿論事務ノ繁閑ニ依リ同課内ハ相互ニ補

助シ非常業務ノ場合ハ他課主掌ノ事務ト雖モ命ニ依リ之ニ服スベシ

第二十九條 處分施行セシ事件ニシテ錯誤アルトキハ主任者ハ勿論之ニ參與シタル者相當ノ責ヲ負フベキ

モノトス

第三十條 町長在廳ノ間ハ助役以下退職スルコトヲ得ズ 收入役以下ノ助役ニ於ケル亦同ジ但退職ノ許

シアルトキハ此限リニアラズ

第三十一條 吏員公務ノ爲メ出張ヲ要スルトキハ出張命令並復命簿ニ必要事項ヲ記載シ町長ノ決裁ヲ受クベシ

出張ヲ命ゼラレタル吏員帰廳シタルトキハ事件ノ要領ヲ復命簿ニ記載シ町長ニ提出スベシ

第三十二條 休日又ハ執務時間外ニ於テ火災風災水災等非常事變アルトキハ一同速ニ登廳シ帳簿書類備品等ノ保護ヲ爲スベシ

第三十三條 吏員負担事務ノ變更ヲ命ゼラレタルトキ又ハ退職ノ場合ハ町長ノ指揮ヲ受ケ速ニ負担事務ヲ引継グベシ

### 第五章 當直及宿直心得

第三十四條 當直ハ休日ニ於ケル 宿直ハ執務時間外ニ於ケル役場内取締、文書ノ取扱、外來者ノ應接等ヲ掌ル爲メ收入役以下吏員ノ内一名順番勤務スルモノトス

第三十五條 當直又ハ宿直中收受シタル文書ハ左記ノ通り取扱フモノトス

一 至急ヲ要スル事件ニシテ重要ナルモノハ町長若クハ主任者ニ送達スベシ

二 至急ヲ要スル事件ニシテ輕易ナルモノハ當直又ハ宿直者ニ於テ處分シ町長ノ後聞ヲ受クベシ

三 普通文書ハ翌日庶務係ニ交付スベシ

第三十六條 當直又ハ宿直中火災其他事變アリタルトキハ應急措置ヲ爲シ町長以下ニ急報スベシ

第三十七條 當直及宿直者ハ其取扱事件及當直又ハ宿直中ノ事變及重要事項ハ總テ日誌ニ記載シ翌日町長ノ檢閲ヲ受クベシ

### 附 則

本規程ハ昭和三年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年四月規程シタル青島村役場庶務規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

### 附 錄

#### 市町村吏員服務紀律 (明治四十四年内務省令第十六號)

第一條 市町村吏員ハ忠實勤勉ヲ旨トシ法令ニ從ヒ其職務ニ盡スベシ

第二條 市町村吏員ハ職務ノ内外ヲ問ハズ廉恥ヲ破リ其他品位ヲ傷フノ所爲アルベカラズ

市町村吏員ハ職務ノ内外ヲ問ハズ職權ヲ濫用セズ懇切公平ナルコトヲ務ムベシ

第三條 市町村吏員ハ總テ公務ニ關スル機密ヲ私ニ漏洩シヌハ未發ノ事件若クハ文書ヲ私ニ漏洩スルコトヲ得ズ 其ノ職ヲ退クノ後ニ於テモ亦同ジ

裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人ト爲リ職務上ノ秘密ニ就キ訊問ヲ受クルトキハ指揮監督者ノ許可ヲ得タル件ニ限リ供述スルコトヲ得 事實參考ノ爲メニ訊問ヲ受ケタル者ニ付テモ亦同シ  
前項ノ場合ニ於テ市町村吏員ノ掌ル國府縣其ノ他公共團體ノ事務ニ付テハ國府縣其ノ他公共團體ノ代表者ノ許可又ハ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第三條ニ 有給市參與、市町村助役、市町村收入役及市町村副收入役並ニ市判第六條ノ市ノ區長及市制第八十二條第三項ノ市ノ區長ハ市町村長ノ許可ヲ受クルニアラザレバ他ノ報償アル業務ニ從事スルコトヲ得ズ

第四條 市町村吏員ハ其ノ職務ニ關シ直接ト間接トヲ問ハズ自己若クハ其ノ他ノ者ノ爲メニ贈與其ノ他ノ利益ヲ供給セシムルノ約束ヲ爲スコトヲ得ズ

市町村吏員ハ指揮監督者ノ許可ヲ受クルニアラザレバ其ノ職務ニ關シ直接ト間接トヲ問ハズ自己若クハ其ノ他ノ者ノ爲メニ贈與其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

第五條 左ニ掲グル者ト直接ニ關係ノ職務ニ在ル市町村吏員ハ其ノ者又ハ其ノ者ノ爲メニスル者ノ饗應ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一 市町村ニ對シ工事ノ請負又ハ物件勞力供給ノ契約ヲ爲ス者
- ニ 市町村ニ屬スル金錢ノ出納保管ヲ擔任スル者
- 三 市町村ヨリ補助金又ハ利益ノ保證ヲ受クル起業者

四 市町村ト土地物件ノ賣買贈與貸借又ハ交換ノ契約ヲ爲ス者

五 其ノ他市町村ヨリ現ニ利益ヲ得又ハ得ムトスル者

附 則

本令ハ明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三年四月三十日 青島市長 青島鋼太郎

改定處務規程ノ實施ニ際シ吏員各位ニ望ム  
今般役場處務規程ヲ改正シ本縣知事ノ認可ヲ得五月一日ヨリ之ヲ實施スルコトトシタリ 依テ此機會ニ於テ希望ノ点ヲ列舉シ各位ノ注意ヲ請ハムト欲ス 各位ハ宜敷予ノ希望ニ副ヒ一致協力恪勤精勵以テ當所ノ福利ヲ増進セラレムコトヲ望ム

- 一 市町村吏員ハ明治四十四年内務省令第十六號市町村吏員服務紀律ヲ遵守スベキ旨ニ付熟讀詠味將來嚴ニ之ヲ遵守セラレタシ
- 一 處務規程ハ吏員服務ノ規準ニ付必ズ之ヲ勵行セラルベク事務ノ取扱其他ニ付疑義アルモノハ上司ノ指揮ヲ受ケラレタシ
- 一 主掌事務ニ就テハ常ニ法規ノ研究ヲ爲シ遺漏錯誤又ハ期日ノ遲延等ナキ様充分注意セニレタシ

- 一 故意ニ出ヅルトキハ勿論怠慢若クハ不注意ヨリ出ヅル場合ト雖モ町ニ損害ヲ及ボシタルトキハ賠償ノ責ニ任ズルコトヲ覺悟セラレタシ
- 一 事務ニ從事中ハ勿論、役場外ニ在ルトキト雖モ常ニ品行ヲ方正ニシ決シテ町ノ名譽ヲ傷クルガ如キ舉動ナカラムコトヲ望ム
- 一 定メラレタル出勤日ハ主掌事務ノ繁閑ニ拘ラズ出勤スベキ義務アルモノニ付病氣其他真ニ止ムヲ得ザル重大ノ事故アル場合ヲ除ク外妄リニ遅刻早退欠勤セザル様注意セラレタシ
- 一 執務時間中ハ妄リニ座席ヲ離レヌハ事務室外ニ出デザルコトヲ望ム其已ヲ得ズシテ外出セムトスル場合ハ必ず上司ノ許諾ヲ受ケラルベシ
- 一 吏員相互ノ間ニ於テハ勿論公衆ニ對シ言語動作ヲ慎ミ懲罰親切ヲ旨トセラレムコトヲ望ム
- 一 吏員ハ常ニ町ノ公僕タルコトヲ念トシ責任ヲ重シジ和合一致志實熱心ニ勤務セラレムコトヲ望ム
- 一 三大節持賀式ヲ始メ町ノ儀式ニハ已ムヲ得ザル事故ナキ限り自ニ常識ノ判断ヲ以テ努メテ参列シ且ツ必要ニ應ジ申務ヲ辨ズルノ義務アルコトヲ心得ラレタシ
- 一 備品其他ノ公器ハ大切ニ之ヲ取扱ヒ且ツ公物私物ノ區別ヲ明ラカニシ知不茶本炭河紙等ノ消耗品モ之ヲ浪費スルコトナク町費ノ節約ヲ念トセラレムコトヲ望ム
- 一 當道及ビ宿直ハ其服務中一身ニ全責ヲ負ヘルモノナルヲ以テ其責任ノ重キヲ自覺シ事務室ニ在リテ確實ニ勤務セラレムコトヲ望ム

- 一 従来ノ勤務状態ニ微スレバ出勤時刻ニ遅ル、者欠勤日數ノ多キ者無断欠勤ヲ爲ス者執務中無断事務室外ニ出ズル者 當道宿直ノ服務不確實ナル者公衆ニ對スル應接態度ノ禮ヲ失スル者等少ナカラザルハ甚ク遺憾ニ堪ヘズ願クハ爾今面目ヲ一新シ相共ニ職務ニ精勵セラレムコトヲ望ム 予ハ吏員各位ニ對シ一視同仁、寸毫モ愛憎ノ念ナシト雖モ責任ヲ重シシ職務ニ忠實ナル者ヲ賞シ其然ラザル者ヲ戒飾スルハ町ニ對スル予ガ當然ノ責務ナルガ故ニ爾今處務規程ヲ勵行シテ綱紀ヲ振肅シ眞實必罰以テ事務ノ成績ヲ擧ゲ町民ノ委託ニ酬ユルアランコトヲ期シ茲ニ之ヲ聲明ス、各位宜シク予ノ心事ヲ諒トシ此意ヲ體シテ協心戮力相競フテ事務ノ整理改善ヲ爲シ和氣霽々ノ裡ニ予ヲシテ其責任ヲ完フセシムル様最善ノ努力ヲ致サレムコトヲ望ム 若シ不幸ニシテ予ノ期待ニ副ハズ依然トシテ責任ヲ重ンゼズ品行ヲ慎マズ勤務不確實ニシテ忠實熱心ヲ欠ク者アルニ於テハ之ヲ看過假借スルコト能ハズ不遺憾其自決ヲ求ムル場合ナキヲ保シ難キニ付心得違ナキ様特ニ御留意相成度切ニ格段ノ注意ヲ望ム

農商務統計調査員設置規程

(大正十二年 月 日 設定)

第一條 大正十年六月二十八日農商務省令第十九號農商務統計報告規則ニ基キ調査ノ正確ヲ期スル為ノ本規程ヲ設ク

第二條 本町ヲ左ノ調査區ニ分テ每區ニ壹名ノ調査員ヲ置ク

第一區 大字前島省線鐵道以南 但鐵道以北ノ内田沼街道以東ヲ含ム

第二區 大字前島省線鐵道以北 但旧田沼街道以東ヲ除ク

第三區 大字青木、南新屋一團

第四區 大字志太、稻川一團

第五區 大字瀬戸新屋、水上一團

第六區 大字内瀬戸一團

第七區 大字上青島下青島 久兵衛 市右衛門 請新田ノ内枋山川北、千貫堤以西及瀬戸新屋ノ内字谷川

第八區 大字上青島下青島 久兵衛 市右衛門 請新田ノ内枋山川北、千貫堤以東

第九區 大字上青島下青島 久兵衛 市右衛門 請新田ノ内枋山川以南

第三條 調査員ノ任期ハ各區長ト同時トシ町長ニ於テ任命スルモノトス

第四條 調査員ハ町長ノ命ヲ承ケ農商務統計資料ノ調査ニ從事スルモノトス

附 則

本規程ハ大正十一年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

青年訓練所設置ノ件

(大正十五年六月二十四日議決)

當町ハ大正十五年四月十九日勅令第七十號青年訓練所令ニ依リ青年訓練所ヲ設置シ大正十五年七月一日ヨリ實施スルモノトス 但訓練所ハ壹ヶ所トシ其位置ヲ青島尋常高等小學校内トス

罹災救濟基金取扱規程

(大正二年二月二十六日議決)

第一條 明治四十三年八月ノ洪水ニ関シ臨時水害救濟會ヨリ寄與サレタル水害救濟金及本部ヨリ配付ヲ受ケタル水害義捐金ノ殘與金並ニ篤志者ヨリ救濟基金トシテ寄附サルニ金貨ハ湊ラ之ヲ本町罹災救濟基金トナシ以テ他日ノ災害救恤ノ資ニ供フルモノトス

第二條 罹災救濟基金ハ町長之ヲ管理ス

第三條 罹災救濟基金ハ郵便貯金若クハ其他確實ナル銀行ハ利付預ケトナシ利倍増殖ヲ圖ルモノトス

第四條 罹災救濟基金ハ基金臺帳ヲ備ヘ收支金額ヲ明瞭ニ記載シ毎年十二月末日現在高ヲ翌年度豫算表出ノ際町會ニ報告スルモノトス

第五條 罹災救濟基金ハ火災風災震災崩災水災等ニ罹リタルモノニシテ救助ノ必要アルモノニ給與スルモノトシ其賞目方法等ハ別ニ規定スルモノトス

第六條 罹災救濟基金ハ特別會計トシ毎年度豫算ヲ編成シテ町會ノ議決ヲ經ルモノトス

第七條 町會ニ於テ議定シタル積立金ハ其年度末ニ於テ基金ニ組入ルモノトス

附 則

第八條 本規程ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

沿革 大正八年三月一日改正

昭和四年一月三十日改正

罹災救助施行規程

(大正八年三月一日議決  
同年五月二十二日府第六五九號ノ許可  
同年五月二十三日発布)

第一條 本町居住者ニシテ非常災害ニ罹リタル者ハ懸罹災救助基金ヲ以テスル救助ヲ受ケザル場合ハ本規程ニ依リ救助ス

第二條 本規程ニ依リ救助スル災害ハ左ノ各種トス

- 一 火災
- 二 風災、震災、崩災
- 三 水災
- 四 右ノ外救助ヲ必要ト認ムル天災地變

第三條 前條ノ災害アリタル時ハ區長ハ直ニ災害ノ状況及被害ノ種類程度ノ數人名等ヲ調査シ町長ニ報

告スベシ

第四條 町長ニ於テ第二條ノ災害ヲ知リタルトキハ直チニ實地ヲ調査シ救助ヲ要スルモノト認メタルトキ

ハ第五條ニ依リ救助ヲ開始ス

第五條 罹災ノ爲メ救助スベキモノ及給與スベキ物品數量賞額限度等ハ總テ本縣罹災救助基金法施行規

則ノ例ニ依ルモノトス

附 則

第六條 本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス

沿革 昭和四年一月三十日改正

貧窮者兒童就學出席獎勵規程

(大正八年四月二十八日議決  
大正八年四月二十九日公布)

第一條 貧窮者ノ兒童就學及出席ノ獎勵ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 貧窮ノ爲メ其兒童ヲ就學セシムルコト能ハザルモノト認メタル者ニハ學用品及被服雨具ノ一部

若クハ全部ヲ給與ス

第三條 貧窮ノ爲メ其兒童ヲ出席セシムルコト能ハザルモノト認メタル者ニハ學用品及被服雨具ノ一部

若クハ全部ヲ給與又ハ貸與ス

第四條 貧窮ニシテ能ク其兒童ヲ就學若クハ出席セシムル者ハ之ヲ優賞ス



附 則

第五條 本規程ハ大正八年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

窮民救助規程

(大正十年二月二十六日議決  
大正十年三月一日公布)

第一條 本町内ニ住所ヲ有スル貧困者ニシテ左記各號ノ一ニ該當シ生業ヲ營ム能ハズ且扶養義務者ナキ者又ハ扶養義務者アルモ其扶養ヲ受ケル能ハザル事情アル者ハ本規程ニ依リ救助ス

- 一 瘡疾不具又ハ病者
- 二 年齢滿七十年以上ニシテ老衰シタル者
- 三 年齢十三年未滿ノ者
- 四 前各號ニ該當セザルモ町長ニ於テ持ニ救助ノ必要ヲ認メタル者

第二條 救助ヲ請ハムトスル者ハ本人、親族又ハ隣佑ヨリ其事由ヲ詳具シタル願書ヲ區長ヲ經テ町長ニ差出スベシ

第三條 救助ヲ要スル者ニハ左ノ標準ニ依リ米代金ニ相當スル金員(支給前月下米相場ヲ以テ石代金ヲ算定ス)ヲ給與ス

- 一 瘡疾不具又ハ老衰ノ者 日額米三合以内
- 二 病 者 日額米男 三合以内  
女 二合以内
- 三 年齢十三年未滿ノ者 日額米二合以内

但特別ノ事情アル者ニハ前項ノ標準ヲ超過シ其三分ノ壹以内ヲ増加スルコトヲ得

第四條 前條ノ給與金ハ毎月末其翌月分ヲ給與ス 但救助開始ノ月ハ日割ヲ以テ支給ス

第五條 町長ニ於テ救助ノ必要ナシト認ムルニ至リタルトキハ其救助ヲ廢止スルモノトス

附 則

本規程ハ大正十年四月一日ヨリ施行ス

沿革、昭和四年一月三十日一部改正

町費負担ニ係ル官有堤塘道路並亦敷使用ニ關スル規程(明治二十六年六月廿九日設定)

第一條 町費負担ニ係ル官有堤塘道路並亦敷ノ使用ヲ出願スル者ハ左記各項ノ要件ヲ具シ當役場ノ許可ヲ請フベシ

但使用年限中其目的方法ヲ變更シ若クハ他人ニ使用ヲ移サムコトヲ出願スル者モ亦本條ノ例ニ依ル

- 一 出願地ノ位置及別(坪数)並ニ其圖面(四圍境界ノ間数及隣地々目地番記入ヲ要ス)
- 一 使用ノ目的並ニ其方法
- 一 期限並ニ壹ケ年ノ料金
- 一 支障ノ有無 但區長證明

第二條 土地使用ノ継年期ヲ出願スル者ハ第一條ノ手續ニ依リ許可ヲ請フベシ

第三條 前條ノ許可ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ具シタル證書ヲ差出スベシ

- 一 許可ヲ得ズシテ目的以外ニ其土地ヲ使用シ又ハ漫リニ原形ヲ喪シ若クハ立竹木ニ傷害ヲ及ボシタルトキハ其損害ヲ補償スベキコト
  - 一 許可ヲ得ズシテ免許權ヲ他人ニ移スコトヲ得ザルコト
  - 一 公共事業ニ關シ其土地ヲ必要トスルトキ又ハ前項ニ違背ノ所爲アルトキ若クハ料金ノ納入ヲ怠ルトキハ何時ニテモ賠償ニテ返還スベキコト
  - 一 前項ノ場合又ハ満期ノ場合ニ於テ願人其所有物ヲ取拂ハザルトキハ町費ヲ以テ之ヲ取拂ヒ其費用ヲ願人ヨリ追徴セラルベキコト但本證書ニハ二人以上ノ證人ヲ要ス
- 沿革 昭和四年一月三十日一部改正

青島町道路新設改築工事執行並ニ費用負担規程 (昭和三年二月二十八日議決)

- 第一條 道路ノ新設又ハ改築副築工事ノ路線及工費ハ土木委員會ノ査定ニ依リ町會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム
- 第二條 前條ノ工費ハ町費ヲ以テ支辨スルモ地元大字部落又ハ受益者ヲシテ總工費(豫算額)ノ參分ノ壹以上ヲ負担セシムルモノトス 但特別ノ事情アル道路ハ此限リニアラズ
- 第三條 第二條ノ負担金ハ其之ヲ負担スベキ者ヨリ工事ノ着手前ニ寄附金トシテ納付セシムルモノトス

第五條 町村道ノ新設又ハ改築擴築工事執行ノ爲メ家屋其他ノ工作物ヲ移轉シ又ハ竹木ヲ移植若クハ伐採シタルモノニ對シテハ其費額ヲ標準トシテ補償金ヲ支給ス 其金額ハ土木委員會ノ査定スルトコト

ニ依ル

第六條 國道府縣道ノ新設又ハ改築擴築工事執行ノ爲メ家屋其他ノ工作物ヲ移轉シ移轉料ノ支給ナキモノニ對シテハ町費ヲ以テ移轉費(爲職拂又ハ之ニ準ズベキモノ)ノ十分ノ八以内ヲ支給ス 但實家ニアリテハ十分ノ五以内トス

附 則

本規程ハ昭和三年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

青島町自作農創設維持審査委員會設置規程 (昭和三年十一月一日議定)

第一條 自作農創設維持資金貸付ニ關シ重要ナル事項ヲ審議評定スル爲メ青島町自作農創設維持審査委員會ヲ設ク

第二條 本會ハ會長及委員十名以内ヲ以テ組織ス

會長ハ町長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ町助役、町農會役員同技術員及ビ地主、自作農、小作農ヨリ各同數ヲ町長ヨリ囑託ス

第三條 會長ハ會務ヲ統理シ本會ヲ代表ス 會長事故アルトキハ助役之ヲ代理ス

第四條 審査委員會ニ於テ審査評定スベキ事項左ノ如シ

- 一 貸付資金ノ地方別配給ニ関スル事項
- 二 土地價格及借受人ノ適否ニ関スル事項
- 三 其他資金貸付上ノ重要ト認ムル事項

第五條 審査委員會ハ會長之ヲ招集シ其議決ハ委員定數ノ三分ノ二以上出席シ出席委員ノ過半数ノ同意アルコトヲ要ス

第六條 本會ニ幹事壹名ヲ置キ役場吏員中ニ就キ町長之ヲ任免ス  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ職務ヲ掌理ス

第七條 委員ニシテ委員會ノ招集ニ應ジタル者ニハ日當ヲ支給ス 其額ハ壹人壹日ニ付金壹圓五拾錢トス

第八條 幹事ニハ手當ヲ支給ス 其額ハ年額金六圓トス

附 則

本規程ハ昭和三年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 青島町自作農創設維持資金貸付規程 (大正十五年十月二十五日議決)

第一條 本町自作農創設維持資金ハ左ノ事項ヲ行ハシムル爲メニ貸付ス

一 自作田畑ト爲スベキ土地ノ購入

二 自作田畑ノ維持(自作田畑トシテ土地ヲ購入シタルニ因リ生ジタル其土地ノ抵當債務ノ借替)

第二條 前條貸付金ノ利率ハ年三分五厘、据置期間ハ其貸付決定ノ年度内、償還期間ハ二十四箇年、償還方法ハ年賦償還トシ元金ト利息トヲ合セ計算シ毎年同一ノ金額ヲ償還セシム 但第六條第二號ニ依リ

一時ニ償還アリタル金額ハ其都度償還セシムルモノトス

第三條 資金ノ貸付ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ町長之ヲ決ス

各人ニ對スル貸付金額其他重要事項ノ評定ニ付テハ別ニ定ムル青島町自作農創設維持審査委員會ノ審議ヲ經ルモノトス

第四條 貸付ヲ受ケムトスル者ハ前年九月末日限り其區々長ヲ經テ借入申請書ヲ町長ニ提出スベシ

借入申請書ニハ購入又ハ維持セムトスル土地ノ地番地目及別賣主及所要金額其他參考トナルベキ事項ヲ記載スベシ

第五條 貸付ヲ受ケムトスル者ハ左記第一號ノ資格ヲ具備シ第二號以下ニ準據スルコトヲ要ス

- 一 現ニ當町ニ於テ耕作ニ從事シ自作田畑ノ經營ヲ持續スル者ナルコト
- 二 購入セムトスル土地ガ小作地ナル場合ニ於テハ其土地ノ小作人ナルコト 但購入ニ付其土地ノ小作人ノ同意ヲ得タル者ナルトキハ此限リニアラズ
- 三 購入セムトスル土地ノ購入價格ハ静岡縣自作農創設維持資金貸付規則附録ニ定ムル標準價格及當

該地方ノ土地ノ普通價格ノ何レヲモ起ヘザルモノナルコト

四、小作權賣買ノ慣行アル地方ニ於テ土地ノ購入ニ際シ土地ノ小作權ヲ併セ購入スル場合ニ於テハ土地ノ購入價格ハ小作權ノ購入價格ヲ加算シタルモノガ前號ノ標準價格及普通價格ノ何レヲモ起ヘザルモノナルコト

五、維持セムトスル土地ノ抵當債務額ハ第三號ノ標準價格及普通價格ノ何レヲモ起ヘズ其購入價格ハ購入當時ニ於ケル第三號ノ標準價格ヲ超ヘザルモノナルコト

六、購入シ又ハ維持セムトスル土地ハ其上ニ自作ノ障礙トナルベキ權利存在セザルモノナルコト、購入セムトスル土地ノ上ニ存在スル抵當權亦同ジ

七、購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ價格ハ四千圓ヲ超ヘザルモノナルコト、但現ニ田畑ヲ所有スル者ニ對スル管付ニ在リテハ其田畑（維持セムトスル田畑ヲ除ク）ノ價格ト購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ價格トノ合計額四千圓ヲ超ヘザルコト

八、購入シ又ハ維持セムトスル土地ハ將來農耕地トシテ存續スル見込確實ナリト認めラル、モノナルコト

九、貸付金額ハ一世帯ニ付總額四千圓以内トシ土地購入價格又ハ土地抵當債務ノ全額トシ全額未滿ノ貸付ヲ受ケムトスル者ニ對スル貸付金額ハ其要求額トス

十、購入シ又ハ維持シタル土地ノ全部ノ上ニ貸付金ノ担保トシテ第一抵當權ヲ設定セシム其不足ト認め

ムルモノニ對シテハ増担保ヲ爲サシムルコト

十一、貸付ハ各個又ハ連帶トシ身元確實ナル貳名以上ノ保證ヲ要ス保證人ハ借受人ト連帶責任ヲ以テ債務ヲ履行スベキモノトス

十二、償還金ハ毎年町長ヨリ指定スル期日迄ニ收入役ニ納付スベキモノトス

### 第六條 自作農地ノ維持及貸付金償還方法ノ変更ニ付テハ左ノ各號ニ據ルベシ

一、購入シ又ハ維持シタル土地ノ收穫高不可抗力ニ因リ著シク減少シ又ハ皆無トナリタルトキハ事情ニ應ジ償還方法ヲ変更スルコトアルベシ

二、償還期間中ニ於テ借受人ノ都合ニ依リ一時ニ償還ヲ了セムトスル場合ノ償還金ハ翌年度以後ノ利息ヲ減ジタルモノヲ以テス

三、借受人ハ次號ニ依ル場合ノ外定メラレタル償還期間中其土地ニ付自作ヲ爲サズ又ハ土地ヲ讓渡シ或ハ前條第十號以外ノ抵當權ヲ設定シ其他管付ノ目的ニ反スルコトヲ爲スヲ得ズ前號ニ依リ償還ヲ完了シタルトキト雖モ亦同ジ

四、借受人具土地ニ付左ノ事項ヲ行フニアラザレバ農業經營ヲ持續スル能ハザル事情アリト認めルトキハ之ヲ承認スルコトアルベシ

イ、一時的ノ自作休止

ロ、前條第十號ニ亞グ抵當權ノ設定

- ハ 償還方法ノ変更
- ニ 土地ノ讓渡

第七條 土地ノ讓渡ニ関スル規程及借受人ガ土地ノ購入價格若クハ抵當債額其他ニ付虛偽ノ申立ヲ爲シテ資金ノ借受ヲ爲シ又ハ年賦償還金ヲ滞納シタル場合又ハ自作田畑ノ創設維持ヲ行フ者其事業ニ附隨シテ必要ナル宅地ノ創設又ハ維持ヲ行フ場合等本規程ニ規定ナキモノハ總テ静岡縣自作農創設維持資金貸付規則ノ規定ヲ準用ス

附 則

本規程ハ大正十五年十月二十六日ヨリ之ヲ施行ス  
 第四條ノ借入申請書提出期限ハ大正十六年度分ニ限り十一月二十日限リトス  
 沿革 昭和四年三月一日一部改正

功勞者表彰規程

(大正十三年一月三十日議決  
 昭和三年二月二十九日一部改正)

第一條 本町名譽職員及有給吏員其他ニシテ在職多年ニ宣リ其功勞著シキモノヲ町功勞者トシ之ヲ表彰ス但其功勞特ニ顯著ナルモノニ對シテハ其年限ニ拘ハラズ町會ノ決議ヲ以テ之ヲ表彰ス  
 第二條 前條ノ在職年數計算ノ根據ハ左ノ通り之ヲ定ム

- 一 町長 助役ニシテ八ヶ年以上在職ノモノ
- 二 町村會議員常設委員區長區長代理者有給吏員消防組頭消防副組頭ニシテ二十ヶ年以上在職ノモノ
- 三 前二號ノ在職年數ヲ通算シテ二十ヶ年以上ニ及ブモノ

第三條

- 町功勞者ノ表彰方法ハ左ノ各號ニ依ルモノトス
- 一 功勞者名簿ニ登録シ且履歷ノ概要ヲ録シ之ヲ永遠ニ記念ス
  - 二 退職當時ノ職ニ相當スル禮ヲ以テ之ヲ優遇ス但教種ノ職ニ在リタルモノハ其重キモノニヨル
  - 三 町功勞者ニハ記念トシテ木杯壹組ヲ贈呈ス其ノ一種ノ在職年數二十ヶ年以上ニ達シ又ハ教種ノ在職年數ヲ通算シテ三十ヶ年以上ニ達スルトキハ記念トシテ銀杯壹組ヲ贈呈ス
  - 四 功績特ニ顯著ナルモノニ對シテハ前三號ノ外必要ニ依リ町會ノ決議ヲ經適當ノ方法ヲ以テ表彰ヲ行フコトヲ得ルモノトス

附 則

本規程ハ大正十三年一月三十一日ヨリ之ヲ施行ス 但町村制施行以來大正十三年一月三十日ニ至ル間ノ在職者ニ對シテモ之ヲ適用スルモノトス  
 懲戒ニ依ル解職者犯罪ニ依ル失職者又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ對シテハ本規程ヲ適用セズ其既ニ表彰ヲ行ヒタル者ニ對シテハ其禮遇ヲ停止スルモノトス

紋章制定ノ件

(昭和三年十月二十九日議決)  
(昭和三年十月五日公布)

本町紋章左ノ通り制定シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行スルモノトス



窮民救助積立金設置規程

(昭和三年十月二十九日議決)

第一條 本町ハ窮民救助費ニ充ツル爲メ大正七年八月施行セル臨時糧米廉賣配給救濟費寄附金殘額金壹千七百七拾七圓八拾八錢ヲ利倍増殖セル昭和貳年末現在高金貳千百六拾圓拾六錢ヲ基礎トシ窮民救助積立金ヲ設置ス

第二條 本積立金ハ總額金壹萬圓ニ達スル迄毎年度豫算ノ定ムルトコロニ依リ金壹百圓以上ヲ積立ツル

モノトス

附 則

本規程ハ昭和三年度ヨリ之ヲ施行ス

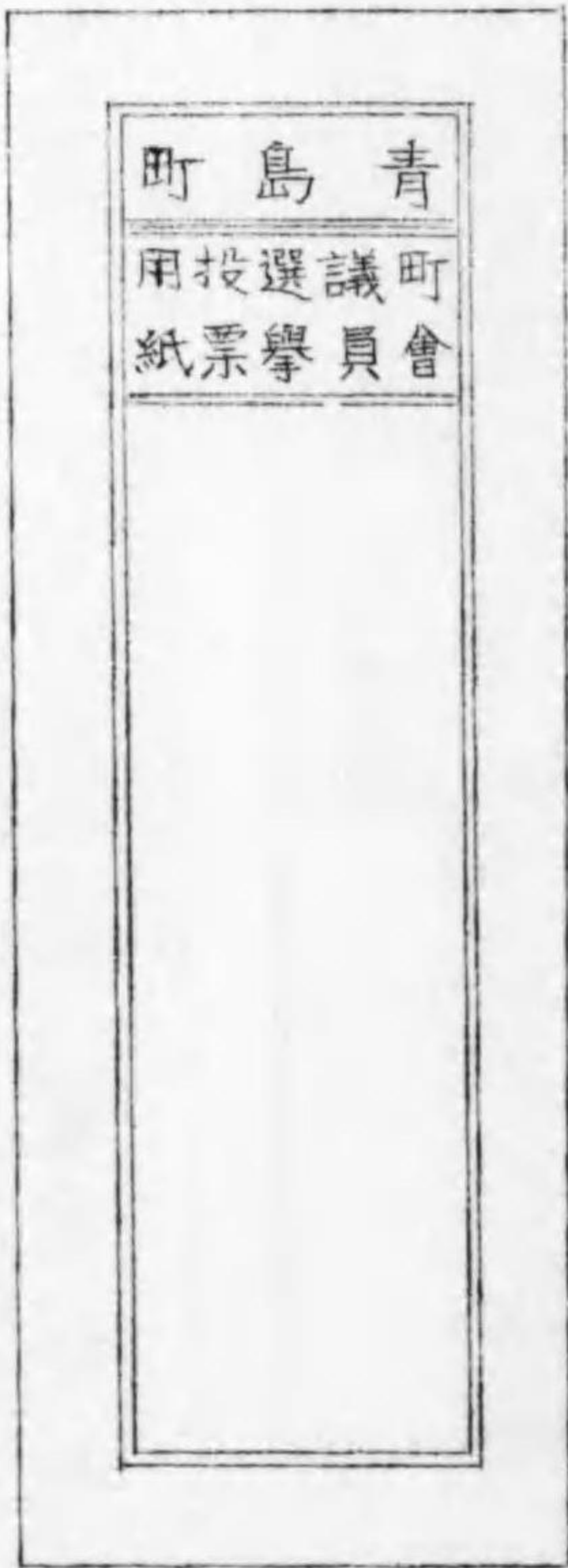
町會議員選舉投票用紙ノ様式ニ關スル件

告示第一二號

町會議員選舉投票用紙ノ様式左ノ通り改定ス

昭和四年三月五日

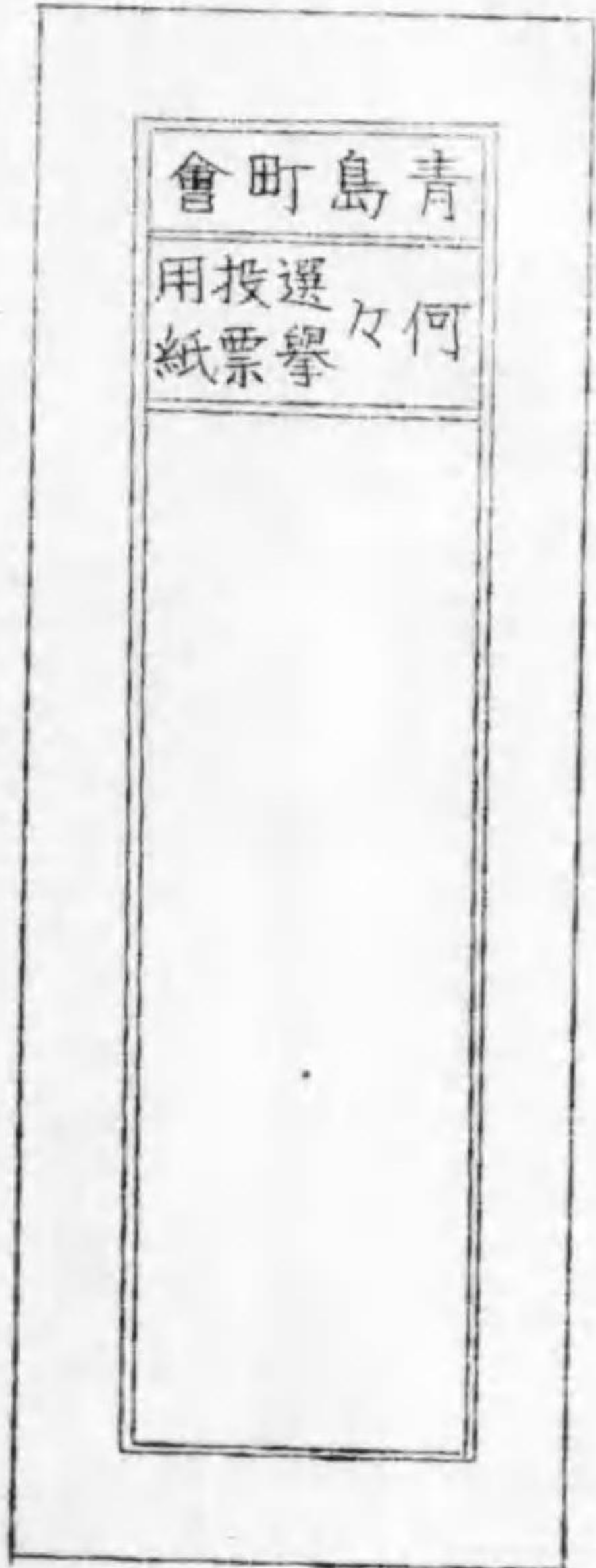
青島町長



町會ニ於テ選舉ヲ行フ場合ニ用ユル投票用紙ノ様式ニ關スル件

告示第一三號

町會ニ於テ選舉ヲ行フ場合ニ用ユル投票用紙ノ様式左ノ通り改定ス  
昭和四年三月五日  
青島町長



町立圖書館々則

(昭和四年三月十五日議決)

第一條 本館ハ通俗圖書ヲ蒐集保管シテ公眾ノ閱覽ニ供ス

第二條 本館ノ閱館日ヲ定ムル左ノ如シ

- 一、每週火曜日 水曜日 土曜日 日曜日
- 但火曜 水曜 土曜ハ 自四月一日 午後七時ヨリ十時迄  
至九月三十日 午後六時ヨリ九時迄
- 日曜ハ午後一時ヨリ同五時迄トス
- 自十月一日 午後六時ヨリ九時迄  
至三月三十日

臨時ニ閱館又ハ休館スル場合ハ其都度之ヲ公示ス

第三條 本館ハ閱覽料ヲ徴收セズ

第四條 閱覽者ハ本館所定ノ諸規程ヲ遵守スベシ

第五條 本館所藏ノ圖書ハ携出コト許サズ 但巡回文庫ハ此限りニアラズ

第六條 閱覽者圖書ヲ紛失汚損毀棄シタル時ハ本館指定ノ現品若クハ相當ノ代金ヲ以テ賠償セシムルモ

ノトス

第七條 圖書ヲ寄贈セムトスル者ハ圖書目錄ヲ添ヘ現品ヲ本館ニ送致スルモノトス

第八條 寄贈ヲ受ケタル圖書ニハ寄贈者ノ住所氏名及寄贈ノ年月日ヲ記載シ且圖書臺帳ニ記録シ置クモ

ノトス

第九條 本則又ハ館員ノ指示ニ違背シタル者ハ之ヲ退館セシムルコトアルベシ

第十條 本規則施行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

青島町納稅組合同規約

第一條 本組合ハ青島町納稅組合ト称シ協同一致納稅ノ義務ヲ完フスルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ青島町ヲ設置區域トシ組合区域内ノ納稅義務者及納稅管理人ヲ以テ組織ス、本組合區

域内ニ居住スル納稅義務者及納稅管理人ハ本組合ニ加入スルノ義務アルモノトス

第三條 本組合ノ事務所ハ青島町役場ニ置ク

第四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 壹名 副組合長 壹名 評議員 九名

本組合ヲ各十戸組ニ分チ各組ニ委員壹名ヲ置ク

第五條 組合長ニハ町長、副組合長ニハ助役、評議員ニハ各區長、委員ニハ十戸組長ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第六條 組合長ハ組合ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理シ副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス、評議員ハ必要ニ應ジ組合ノ事務ニ參畫シ其ノ圓滿ナル執行ヲ補助スルモノトス、委員ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ其組内ノ税金取纏其他ノ事務ヲ分担ス

第七條 本組合ノ年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

第八條 本組合ノ會議ヲ分チ各委員會及評議員會トス、委員會ハ組合長、副組合長、評議員及委員ヲ以テ組織シ毎年一回四月中ニ之ヲ開ク但必要アルトキハ臨時之ヲ開クコトヲ得、評議員會ハ組合長副組合長評議員ヲ以テ組織シ必要ニ應ジ組合長之ヲ招集ス

第九條 委員會ハ組合成績ノ向上ニ關スルコト、組合規約ノ變更ニ關スルコト、区域内居住者ニシテ組合ニ加入セザルモノ若クハ組合員ニシテ正當ノ理由ナクシテ納税ノ義務ヲ怠リタル者ニ對シ道義的制裁ヲ加フルコト、其他必要ト認ムル事項ヲ協議ス、評議員會ハ組合事務ノ運用ニ關スル事項ヲ議決ス

第十條 議事ハ過半数ニ依リ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スルコトコトニ依ル

第十一條 國稅縣稅町稅其他ノ納稅告知書、徵稅傳令書、徵稅令書等ハ組合長ヨリ各委員ニ交付ス委員ハ遲滞ナク之ヲ組合員ニ配付シ組合員ハ選クモ納期限二日前迄ニ税金ヲ添ヘ之ヲ委員ニ差出スモノトス

第十二條 委員ハ税金ノ取纏ヲ終リタルトキハ遲滞ナク之ヲ收入役ニ納付シ其領收證ハ之ヲ組合員ニ交付スルモノトス

第十三條 組合員中規約ノ日限迄ニ税金ヲ差出サザル者アルトキハ委員ハ之ヲ注意督勵シ不在其他調金不能ノ者アルトキハ組合長ニ申出協議ノ上相當ノ方法ヲ講ズルモノトス

第十四條 委員ハ其十戸組内組合員ニ異動ヲ生ジタルトキハ速ニ之ヲ組合長ニ届出ツルモノトス

第十五條 納稅成績優良ナル十戸組ニ對シテハ別ニ定ムル規程ニ依リ表彰スルモノトス

附 則

本組合同規約ハ大正十一年五月ヨリ之ヲ實行ス

青島町衛生組合同規約

(大正九年一月二十四日決定)

第一條 本組合ハ青島町衛生組合ト稱シ其事務所ヲ青島町役場内ニ置ク

第二條 本組合ハ青島町ヲ以テ區域トシ本町居住者ハ總テ組合員タル義務アルモノトス

第三條 本組合ハ傳染病豫防法及消毒法ノ完全ヲ期シ併セテ平素一般衛生法ノ周到ヲ圖ルヲ以テ目的ト



シ左ノ各項ヲ實行ス

- 一、傳染病ノ流行蔓延ハ主トシテ飲料水ニ基因スルヲ以テ常ニ之ニ注意シ其實不良ノモノハ相當ノ改良法ヲ加フルニアラザレバ飲料ニ供セザルコト
- 二、飲料水及常用水ノ區別ヲ明カナラシムル爲メ井水ヲ検査シ其實善良ナルモノハ飲料水、其實不良ノモノハ常用水ト記シタル目標ヲ建テ置クコト
- 三、純良井水ナク止ムヲ得ザル場合ニ於テ常用井水、河水、泉水及窺、埋樋等ヲ以テ引キタル水ヲ飲用ニ供セムトスルトキハ成ルベク細砂、粗炭末若クハ相當ノ濾過器ヲ以テ濾過シ又ハ煮沸スルコト
- 四、純良井水トモモ傳染病流行シ若クハ流行ノ虞アル場合ハ必ず煮沸シテ使用スルコト
- 五、井戸ハ必ず毎年一回以上浚深スルコト
- 六、有害又ハ腐敗ノ傾向アル飲食物若クハ不熟ノ果實ヲ販賣セザルコト
- 七、露店又ハ店頭ニ羅列スル飲食物ニシテ其儘飲食スベキモノニハ蚊、蠅、塵及等ヲ除去スル爲メ必ず相當ノ覆蓋ヲ設クルコト
- 八、組合内ノ清潔方法、消毒方法施行ノ完全ヲ期スル爲メ常ニ結晶石炭酸三磅、クレゾール五本、生石灰三鐘以上及必要ノ器具ヲ設備スルコト
- 九、毎年春秋二期ニ組合内一般ノ清潔方法ヲ施行スルコト

一〇、消毒法ノ施行ニ關シテハ病毒ノ性質、病毒傳播ノ媒介トナルベキモノノ病毒遺留ノ場所及傳染ノ経路等ヲ考察シ充分注意施行スルコト

- 一、衣服身體ハ勿論家屋及邸内ハ常ニ掃除シ汚水溜アルトキハ時々汚水ヲ汲去リ臭ヲ除去スルコト
- 二、流シ下水及下水溝等ハ時々掃除シ泥土塵芥ヲ滞留セシメザルコト
- 三、井戸、水溜、窺、埋樋、等ノ周圍及井戸流シハ常ニ清潔ニ掃除シ汚水ノ留滞セザル様注意スルコト
- 四、廁圍及水溜ハ常ニ掃除シ充溢又ハ堆積セシメザルコト
- 五、井戸、水溜、窺、埋樋、下水溝又ハ廁圍、水溜等破損ノ個所アルトキハ速ニ改築又ハ修繕ヲ加フルコト
- 六、肥料製造所及貯藏所構造並ニ位置等衛生上有害ト認ムルトキハ之ヲ改良スルコト
- 七、肥料其他悪臭ヲ放ツベキモノヲ貯藏スルトキハ臭氣ノ散逸セザル様密閉スルハ勿論其運搬ハ成ルベク日出前又ハ日没後ニ於テスルコト
- 八、飲料ニ供スル河水、泉水等ニ於テ衣服其他汚物ヲ洗濯セザルコト
- 九、傳染病流行シ又ハ流行ノ虞アル場合ニ於テハ組合長以下役員ハ各戸ヲ巡視シ患者隱蔽ノ虞ナカラシムルコト
- 一〇、傳染病患者發生シタルトキハ相互ニ通報シ且豫防消毒上必要ノ者ノ外交通セザルコト

二、傳染病患者及疑似患者ニシテ保護人ナキ爲メ病毒ヲ他ニ傳へ又ハ爲メニ重症ニ陥ラムトスルガ如キモノアルトキハ組合ニ於テ相當ノ處置ヲ爲スコト

三、肺結核患者ノ死亡シタル場合ハ其家屋寢具等ニ對シ完全ナル消毒法ヲ施行スルコト

四、必要ニ應ジ衛生講話會ヲ開催シ一般衛生思想ノ普及徹底並ニ向上ヲ圖ルコト

五、以上ノ外組合長ノ指示シタル事項及組合會議ニ於テ決定シタル事項

第四條 本町ニ居住スル者ハ總テ組合員トシ本規約ヲ遵守スルノ義務アルモノトスト但本規約實行ニ關

スル責任ハ總テ戸主、世帯主、又ハ首長、管理者若クハ代理人之ヲ負フモノトス

第五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 壹名 副組合長 壹名 顧問 若干名

評議員 十八名 區長 九名 組長 十戸以上二十戸未滿ニ付壹名

書記 壹名

第六條 組合長ニハ町長、副組合長ニハ助役、顧問ニハ醫師及警察官、評議員ニハ町會議員、區長ニハ

各區長、組長ニハ各區ノ十戸組長、書記ニハ役場衛生係ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第七條 役員ニハ報酬又ハ手当ヲ支給ス其額ハ豫算ノ定ムルトコロニ依ル

第八條 組合長以下役員ノ職務權限左ノ如シ

一、組合長 組合内衛生ニ關スル全般ノ責任任ジ本規約ノ實行ヲ圖ルコト、衛生ニ關スル法令ヲ組合

員ニ周知セシムルコト、組合區長及書記ヲ指揮監督シ組合員ヲシテ其義務ヲ履行セシムルコト、

組合會議ヲ招集スルコト、組合ニ關スル庶務及會計ニ關スルコト、

一、副組合長 組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

一、顧問 組合長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開申スルコト

一、評議員 組合ノ評議ニ應ジ豫算ヲ議定シ決算ヲ認定シ其他権機ニ參與スルコト

一、區長 其区内ニ於ケル組合長ノ事務ヲ補助ス

一、組長 組合長又ハ區長ノ指揮ヲ受ケ其組内一切ノ衛生施設實行ノ任ニ當ルモノトス

一、書記 組合長ノ指揮監督ヲ受ケ庶務及會計ニ従事ス

第九條 評議員會ハ通常會、臨時會ノ二種トス、通常會ハ毎年一回(二月)開會シ臨時會ハ臨時必要ノ事

件アルトキ之ヲ開ク

第十條 評議員會ハ組合長ヲ以テ會長トス會議方法ハ青島町會々議規則ヲ準用ス

第十一條 評議員會ハ過半数ノ議員出席スルニアラザレバ開會セズ

第十二條 組合經費ハ組合員ノ負担及町費ノ補助ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 本規約ハ評議員會ノ決議ニ依リ改正スルコトヲ得ルモノトス

青島町民力涵養實行細目 (大正十年四月協定)

青島町住民ハ時勢ノ進運ニ鑑ミ民力涵養ニ関シ左記實行細目ヲ協定シ大正十年四月ヨリ實行スルモノトス

- 一、祝祭日ニハ各戸必ズ國旗ヲ掲揚スルコト
- 二、三大節ノ拜賀式ニハ努メテ参列スルコト
- 三、神社ノ社殿境内ノ清掃ニ注意シ祭典ハ鄭重嚴肅ニ之ヲ行フコト
- 四、祖先墳墓ノ清掃ヲ爲シ日常ノ祭祀ヲ怠ラザルコト
- 五、公私ノ徳義ヲ重シ隣保相扶ケ協心一致シテ自治ノ圓滿ナル發達ヲ圖ルコト
- 六、公私ノ會合ハ互ニ注意シテ必ズ時間ヲ勵行スルコト
- 七、租税公課ハ十戸組内ニテ互ニ相戒メ必ズ期限内ニ納付スルコト
- 八、家庭ノ和合ヲ圖リ業務ニ精勵シ益々勤勞ノ美風ヲ作興スルコト
- 九、地主ト小作人、資本家ト勞働者、家主ト借家人トハ互ニ敬愛親睦スルコト
- 十、町主催ノ講話會講演會講習會等ニハ努メテ出席スルコト
- 十一、敬神、信仰ノ念ハ益々之ヲ涵養スルコト勿論ナルモ迷信ニ陥ラザル様注意スルコト
- 十二、公私一切ノ宴會ニ於ケル酒杯ノ献酬ヲ廢止スルコト
- 十三、出産祝ハ近親及媒酌人ノ外ハ一切其贈答(饗宴ヲ含ム)ヲ廢スルコト
- 十四、五月幟及三歳九歳等祝儀ノ贈答ハ直接近親ノ者ニ限り行フコト、シ且質素ヲ旨トスルコト

- 十五、婚姻ハ人生ノ大事ナルヲ以テ配偶者ノ選擇ヲ慎重ニシ儀式ハ神聖嚴肅ニ行ヒ支度披露祝宴等公虛榮虚飾ニ流レガハル様努メテ質素ニ行ヒ冗費ヲ省キ宴會時間ハ午後十二時(夜半)限リトスルコト
- 十六、入退營者ノ送迎ハ誠意ヲ以テシ酒食ノ饗ヲ受ケ又ハ土産物等ヲ受ケザルコト、入退營者ニ於テモ此意志ニ反スル行爲ヲナサザルコト
- 十七、葬儀ハ國旗ヲ掲揚スル外爲サザルコト
- 十八、葬儀ノ式ハ嚴肅鄭重ヲ旨トシ質素ニ之ヲ行ヒ冗費ヲ省クコト、葬式ノ手傳ハ十戸組限リトス但必要ニ應ジ隣組ヨリ補助スルモノトス、出棺時間ハ必ズ正確ニ(實行シ得ズキ時間)通知シ且之ヲ勵行スルコト、柩ヒノ膳部ヲ供スルコトヲ全廢スルコト、但親戚、遠方ヨリノ會葬者及近所ノ手傳人ニ對シ簡單ナル食事を供スルハ此限リニアラス、葬儀當日ハ酒ヲ用ヒザルコト、香奠返シヲ全廢スルコト、七日、年忌等ノ饗祭ハ成ルバク簡單ニスルコト
- 十九、出産、婚姻、葬祭等アリタルトキハ成ルバク小學校基本財産又ハ町基本財産若クハ公共事業ノ資金トシテ任意應分ノ寄附ヲ爲スコト
- 二十、街路通行ノ際ハ互ニ左側ヲ通行シ行當ノ場合モ互ニ左側ニ避ケルコト、交通頻繁ノ街路ニ於テ兒童ヲ遊バセザル様注意スルコト、街路ニ商品荷物荷車等ヲ出シ置カザル様互ニ注意スルコト
- 二十一、死亡者アリタルトキハ速ニ適當ナル消毒法ヲ施行スルコト
- 二十二、以上ノ外必要ト認メタル細目ハ追加協定スルコト

備考

右實行細目ハ大正十年四月二十四日村當局村會議員各區長同代理者、十戸組長、  
學校長、青年團長、神職、僧侶、警察官、農事監督等ニ於テ審議ノ上協定シタルモノナリ、

昭和五年五月十日  
昭和五年五月十五日

印刷  
發行

青島町誌  
非賣品

編纂兼  
發行

静岡縣志太郡青島町役場

印刷人

静岡市鷹匠町三丁目七拾七番地  
芹澤 多作

印刷所

静岡市鷹匠町三丁目七拾七番地  
芹澤 大氣 堂

發行所

静岡縣志太郡青島町役場

終

